

# 聖籠町国民保護計画

令和2年3月

聖 籠 町



<b>第 1 編 総 論</b> .....	<b>1</b>
<b>第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等</b> .....	<b>1</b>
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ .....	1
2 町国民保護計画の構成 .....	2
3 町国民保護計画の見直し、変更手続 .....	2
<b>第 2 章 国民保護措置に関する基本方針</b> .....	<b>3</b>
<b>第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱</b> .....	<b>5</b>
1 町及び関係機関の役割の概要 .....	5
2 町の事務 .....	6
3 関係機関の連絡先 .....	6
<b>第 4 章 聖籠町の地理的、社会的特徴</b> .....	<b>7</b>
1 地形 .....	7
2 気候 .....	7
3 人口 .....	8
4 道路の位置等 .....	8
5 港湾の位置等 .....	8
6 自衛隊施設等 .....	9
7 石油コンビナート施設 .....	9
<b>第 5 章 町国民保護計画が対象とする事態</b> .....	<b>10</b>
1 武力攻撃事態 .....	10
2 緊急処理事態 .....	11
<b>第 2 編 平素からの備えや予防</b> .....	<b>12</b>
<b>第 1 章 組織・体制の整備等</b> .....	<b>12</b>
1 町の各課局室における平素の業務 .....	12
2 町職員の参集基準等 .....	12
3 消防機関との連携 .....	14
4 国民の権利利益の救済にかかる手続き .....	15
<b>第 2 章 関係機関との連携体制の整備</b> .....	<b>16</b>
1 基本的考え方 .....	16
2 国との連携 .....	16
3 県との連携 .....	16
4 近隣市町村との連携 .....	18
5 指定地方公共機関等との連携 .....	18
6 ボランティア団体等に対する支援 .....	19
7 地域コミュニティによる共助意識の醸成 .....	19
<b>第 3 章 通信の確保</b> .....	<b>20</b>
1 非常通信体制の整備 .....	20
2 非常通信体制の確保 .....	20
<b>第 4 章 情報収集・提供等の体制整備</b> .....	<b>22</b>
1 基本的考え方 .....	22
2 警報等の伝達に必要な準備 .....	22
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 .....	24

4	被災情報の収集・報告に必要な準備	25
<b>第5章</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>26</b>
1	研修	26
2	訓練	26
<b>第6章</b>	<b>避難・救援体制の整備</b>	<b>28</b>
1	避難に関する基本的事項	28
2	避難実施要領パターンの作成	29
3	救援に関する基本的事項	29
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5	避難施設の指定への協力	30
<b>第7章</b>	<b>医療救護体制の整備</b>	<b>31</b>
1	医療救護体制の確立	31
<b>第8章</b>	<b>要配慮者の支援体制の充実</b>	<b>32</b>
1	要配慮者への配慮	32
2	社会福祉施設等における安全確保対策	33
3	園児、児童及び生徒への配慮	34
<b>第9章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	<b>35</b>
1	生活関連等施設の把握等	35
<b>第10章</b>	<b>町が管理する公共施設等における警戒</b>	<b>37</b>
1	町が管理する公共施設等における警戒	37
<b>第11章</b>	<b>物資及び資材の備蓄等</b>	<b>38</b>
1	町における備蓄	38
2	防災のための備蓄との関係	38
3	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	39
<b>第12章</b>	<b>積雪期間における体制の整備</b>	<b>40</b>
1	除排雪体制・施設整備等の推進	40
2	緊急活動体制の整備	40
3	総合的な雪対策の推進	40
<b>第13章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>41</b>
1	国民保護措置に関する啓発	41
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	41
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>42</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の整備</b>	<b>42</b>
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	42
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
<b>第2章</b>	<b>町対策本部の設置等</b>	<b>45</b>
1	町対策本部の設置	45
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>50</b>
1	国・県の対策本部との連携	50
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め方等	51
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	51
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52

6	町の行う応援等	52
7	ボランティア団体等に対する支援等	52
8	住民への協力要請	53
<b>第4章</b>	<b>武力攻撃事態等における通信の確保</b>	<b>54</b>
1	情報通信手段の確保	54
2	情報通信手段の機能確認	54
3	通信輻輳により生ずる混信等の対策	54
<b>第5章</b>	<b>警報の伝達等</b>	<b>55</b>
1	警報の内容の伝達等	55
2	警報の内容の伝達方法	55
3	緊急通報の伝達及び通知	56
<b>第6章</b>	<b>避難の実施</b>	<b>58</b>
1	避難の指示の通知・伝達	58
2	避難実施要領の策定	59
3	避難住民の誘導	63
4	他市町村からの避難住民の受入れ	66
5	想定される避難の形態《例示》	66
6	事態等の類型に応じた避難に関する留意事項	70
<b>第7章</b>	<b>要配慮者の避難等への配慮</b>	<b>72</b>
1	要配慮者への配慮	72
2	園児、児童及び生徒への配慮	72
<b>第8章</b>	<b>救援の実施</b>	<b>73</b>
1	救援の実施	73
2	関係機関との連携	73
3	救援の内容	74
4	医療救護活動	75
5	遺体の埋葬及び火葬	75
<b>第9章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>76</b>
1	安否情報の収集	77
2	県に対する報告	77
3	安否情報の照会に対する回答	77
4	日本赤十字社に対する協力	78
<b>第10章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>79</b>
第1	武力攻撃災害への対処	79
1	武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	79
2	武力攻撃災害の兆候の通報	79
第2	応急措置等	80
1	退避の指示	80
2	警戒区域の設定	83
3	応急公用負担等	84
4	消防に関する措置等	85
第3	生活関連等施設における災害への対処等	87
1	生活関連等施設の安全確保	87
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	88
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	88

第 4 章	NBC 攻撃による災害への対処	89
第 11 章	被災情報の収集及び報告	92
第 12 章	保健衛生の確保	93
1	保健衛生の確保	93
2	廃棄物の処理対策	94
第 13 章	文化財の保護その他の措置	95
1	文化財の保護	95
2	動物の保護等	95
第 14 章	ボランティア受入れ計画	96
1	安全の確保	96
2	町ボランティアセンターの設置	96
第 15 章	特殊標章等の交付及び管理	97
<b>第 4 編</b>	<b>重要施設における武力攻撃事態等への対処</b>	<b>99</b>
第 1 章	基本方針	99
1	基本方針	99
2	重要施設の考え方	99
第 2 章	港湾施設における武力攻撃事態等への対処	100
1	対象施設の考え方	100
2	安全確保の留意点	100
3	武力攻撃事態等への備え	100
4	武力攻撃の兆候の通報等	101
5	施設利用者及び近隣住民等の避難措置	101
第 3 章	石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃事態等への対処	102
1	対象施設の考え方	102
2	安全確保の留意点	102
3	武力攻撃事態等への備え	102
4	武力攻撃の兆候の通報等	103
5	構内従業員及び周辺住民等の避難措置	103
<b>第 5 編</b>	<b>武力攻撃事態等における 離島の住民の避難への対処</b>	<b>104</b>
第 1 章	基本方針	104
1	離島における武力攻撃事態等に対する基本的な考え方	104
2	県及び要避難地域を管轄する市町村の役割分担	104
3	要避難地域の市町村との連携	104
第 2 章	離島の住民の避難への対処	105
1	県の対策本部との連携	105
2	避難の実施について	105
<b>第 6 編</b>	<b>復旧に関する計画等</b>	<b>106</b>
第 1 章	応急の復旧	106
1	基本的考え方	106
2	公共的施設の応急の復旧	106

第 2 章	武力攻撃災害の復旧 .....	107
第 3 章	国民生活の安定に関する措置 .....	108
1	被災者のための相談、支援等 .....	108
2	住宅対策 .....	108
3	生活関連物資等の価格安定 .....	109
4	生活基盤等の確保 .....	109
第 4 章	国民保護措置に要した費用の支弁等 .....	110
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 .....	110
2	損失補償及び損害補償 .....	110
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん .....	110
第 7 編	緊急対処事態への対処 .....	111
1	緊急対処事態 .....	111
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達 .....	111



## あ 行

### 【安否情報】

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報。〔国民保護法第94条第1項〕

### 【衛星携帯電話】

人工衛星を介して通話を行う携帯電話のこと。一般の携帯電話で電波状況が不安定又は不通となる場所においても安定した通話が可能となる。

### 【応急公用負担】

市町村長、都道府県知事等の行政機関が、武力攻撃災害への対処に関する措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに物的な負担を求めること。〔国民保護法第113条〕

## か 行

### 【基本指針】（国民の保護に関する基本指針）

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの。〔国民保護法第32条第1項〕

### 【救援】

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置〔国民保護法第75条〕

### 【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕

### 【緊急対処保護措置】

緊急対処事態対処方針（緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕）が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後、これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む）、その他これらの者が当該措置に関し国民保護措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。〔国民保護法第172条第1項、武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号〕

### 【緊急通報】

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために都道府県知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報。〔国民保護法第99条〕

### 【警戒区域】

市町村長又は都道府県知事が設定する、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域。〔国民保護法第114条第1項、第2項〕

【警報】

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報。〔国民保護法第44条〕

【国民保護業務計画】（国民の保護に関する業務計画）

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などを定める。〔国民保護法第36条〕

【国民保護計画】（国民の保護に関する計画）

指定行政機関及び都道府県が政府が定める国民の保護に関する基本指針に、市町村が都道府県の国民保護計画に基づいて作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。〔(指定行政機関) 国民保護法第33条、(都道府県) 国民保護法第34条、(市町村) 国民保護法第35条〕

【国民保護措置】（国民の保護のための措置）

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第22条第1号に掲げる措置（対処基本方針が廃止された後、これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む）をいい、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のこと。〔国民保護法第2条第3項、武力攻撃事態対処法第22条第1号〕

【国民保護協議会】

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。〔(都道府県) 国民保護法第37条、(市町村) 国民保護法第39条〕

【国民保護法】（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」であり、平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、その他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについても規定している。

さ 行

【災害対策基本法】

（昭和36年11月15日法律第223号）国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律。

【指定行政機関】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛装備庁の31機関が指定されている。〔武力攻撃事態対処法第2条第5号〕

【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。〔武力攻撃事態対処法第2条第7号〕

【指定地方行政機関】

指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。〔武力攻撃事態対処法第2条第6号〕

【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。〔国民保護法第2条第2項〕

【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。〔災害対策基本法第5条第2項〕

【生活関連等施設】

国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で政令で定めるもの。〔国民保護法第102条〕

た 行

【対処基本方針】

武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。〔武力攻撃事態対処法第9条〕

【退避】

目前の危機を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れること。〔国民保護法第112条〕

【退避の指示】

都道府県知事・市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域住民に対して行う退避（

屋内への退避を含む）の指示。〔国民保護法第112条〕

【ダーティーボム】

爆薬の爆発力によって放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。

【弾道ミサイル】

ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛び目標地点に到達するミサイルのこと。

【同報系防災行政無線】

屋外拡声器や個別受信機を介して直接・同時に防災情報や行政情報を住民に伝達するシステム。

【トリアージ】

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急性や重症度によって治療の優先度をつけること。

## は 行

【避難先地域】

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）〔国民保護法第52条第2項第2号〕

【避難施設】

都道府県知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設。〔国民保護法第148条〕

【避難実施要領】

管内住民に避難の指示があった市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領。〔国民保護法第61条〕

【避難住民】

避難を行った者又は避難の途中にある者。（住民以外の滞在者を含む）

【避難住民等】

避難住民及び武力攻撃災害による被災者。〔国民保護法第75条第1項〕

【避難措置の指示】

国の対策本部長が都道府県知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示。〔国民保護法第52条第1項〕

【避難の指示】

避難措置の指示を受けた都道府県知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示。〔国民保護法第54条第1項〕

【避難誘導】

避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと。〔国民保護法第62条第1項〕

【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。〔武力攻撃事態対処法第2条第1号〕

【武力攻撃災害】

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。〔国民保護法第2条第4項〕

【武力攻撃災害への対処に関する措置】

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置。〔国民保護法第97条第1項〕

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。〔武力攻撃事態対処法第2条第2号〕

【武力攻撃事態対処法】

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）

平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

【武力攻撃事態等】

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。〔武力攻撃事態対処法第1条〕

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。〔武力攻撃事態対処法第2条第3号〕

や 行

【要避難地域】

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域。〔国民保護法第52条第2項第1号〕

ら 行

【利用指針】

武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針。〔武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）〕

アルファベット

【eラーニング】

パソコンやインターネットなどを利用して教育を行うこと。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔

地にも教育を提供できる点やコンピューターならではの教材が利用できる点などの特徴がある。

**【NBC】**

「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の総称。

**【NBC攻撃】**

核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)、化学兵器(Chemical weapons)を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

**【NBC災害】**

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

**【LGWAN】**

「Local Government Wide Area Network」の略。

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network)のこと。高度情報流通を可能にする通信ネットワークとして整備され、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図ることを目的としている。

## 第1編 総論

### 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

#### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

##### (1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態対処法及び国民保護法その他の法令、基本指針及び新潟県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

##### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

##### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

#### 【町国民保護計画に定める事項】 国民保護法第35条第2項

- ① 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ ①から⑤のほか、町の区域に係る国民保護措置に関し町長が必要と認める事項

## 2 町国民保護計画の構成

(1) 町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

《本編》

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 重要施設における武力攻撃事態等への対処

第5編 武力攻撃事態等における離島の住民の避難への対処

第6編 復旧に関する計画等

第7編 緊急処理事態への対処

《資料編》

(本文中の資料の掲載例) ※資料編 1-3-3<sup>(\*)</sup> 「関係機関の連絡先」

## 3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

- ① 町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。
- ② 町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

<sup>(\*)</sup> 本編との整合性を図るため、資料編に掲載するデータには「編一章一節」の番号をつける。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限るものとし、公正かつ適正な手続きの下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関連機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等、特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用等

外国人に対しては、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることから、町に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

(10) 町地域防災計画等に基づく対応

武力攻撃事態等への対応については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、又、武力攻撃事態等の確認に時間を要する場合、初動対応等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、聖籠町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）及び新潟県石油コンビナート等防災計画（以下「県石油コンビナート等防災計画」という。）その他既存のマニュアルに基づく組織及び体制等を活用する。

(11) 新発田地域広域消防本部との連携等の確保

町は、町の区域の消防を管轄する新発田地域広域消防本部との初動体制、情報連絡体制及び国民保護措置の実施に当たっての役割分担等について、この計画に定めることなどにより新発田地域広域消防本部との連携の確保に努める。

## 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

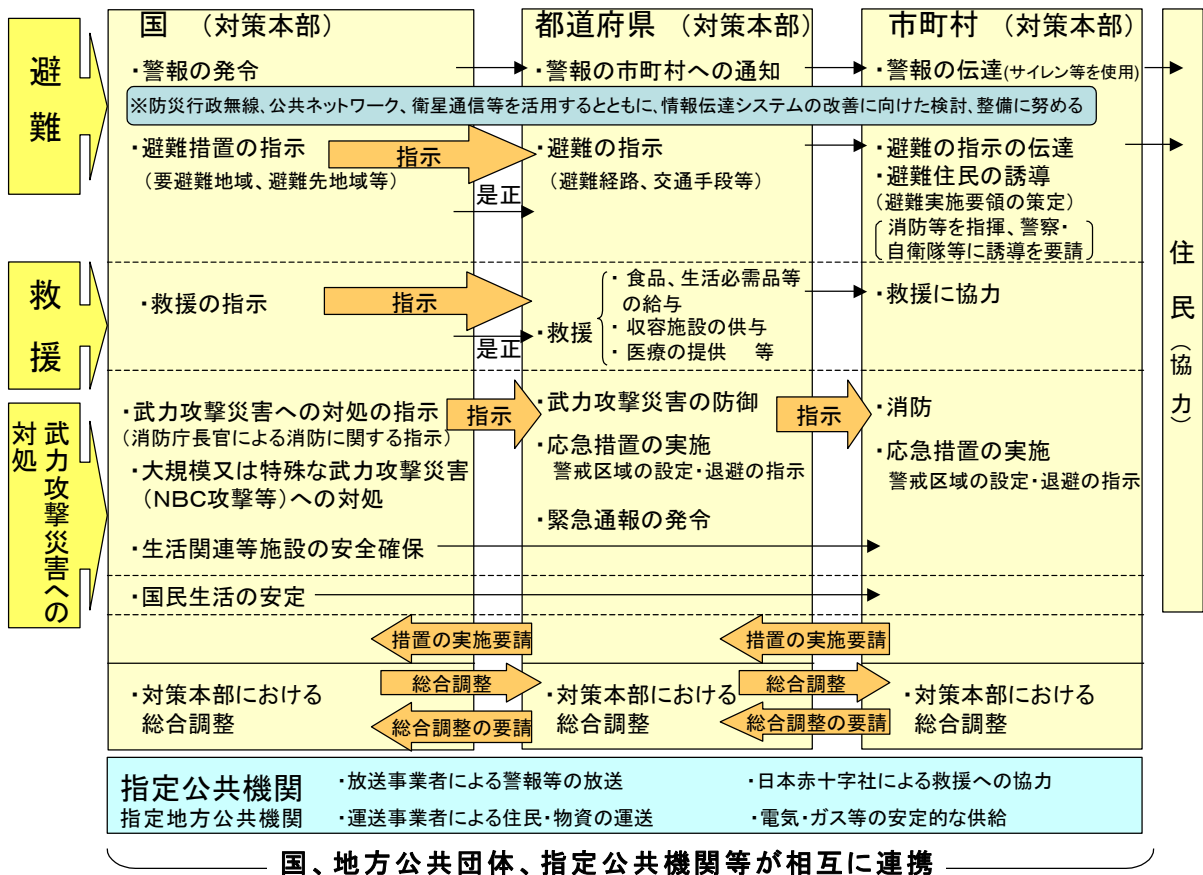
町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

### 1 町及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である町、国（指定地方行政機関を含む。）、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が行う国民保護措置に関する役割の概要は次のとおりである。

[国民保護措置の全体の仕組み]

### 国民の保護に関する措置の仕組み



## 2 町の事務

機関名称	事務又は業務の大綱
聖籠町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 3 関係機関の連絡先

次に掲げる関係機関の連絡先については、町国民保護保護計画 資料編（以下「資料編」という。）のとおりとする。

- (1) 町
- (2) 県
- (3) 指定地方行政機関
- (4) 指定公共機関
- (5) 指定地方公共機関
- (6) 警察
- (7) 消防
- (8) 自衛隊
- (9) 一部事務組合
- (10) 公共的団体

※資料編 1-3-3<sup>(\*)</sup>「関係機関の連絡先」

(\*) 本編との整合性を図るため、資料編に掲載するデータには「編一章一節」の番号をつける。

## 第4章 聖籠町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1 地形

本町は新潟県の北部・飯豊連邦に源を発する加治川下流の海岸地帯に位置し、東と南は新発田市、西は新潟港東港区中央水路を境界に新潟市に接している。また、町の総面積は37.58km<sup>2</sup>あり、ほぼ平坦な地形で新潟東港工業地帯が行政区分の4分の1を占めている。



### 2 気候

本町は、夏は高温多湿で冬は日本海からの冷たい風が強い、日本海沿岸部特有の気候である。また、曇天の日が多いが、積雪は新潟県内にあつて少雪地域に含まれる。

### 3 人口

本町の人口は停滞することなく年々増加の傾向を示し続けている。特に若い世代の増加が見られ、子育てしやすい町として認知されていると思われる。

その一方で、高齢化率は県割合と比較すると低いもの目に見えて上昇しており、多くの自治体が抱える問題が本町でも現実化しつつある。

また、核家族化も緩やかに進行しており、世帯数でみると、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成27年では3.0人となっている。

年	人口 (人)	増加		世帯数 (世帯)	1世帯当 たり構成 人員(人)	老年人口		
		数(人)	率(%)			人口(人)	割合(%)	県割合(%)
平成7年	12,840	—	—	3,205	4.00	2,131	16.6	18.3
平成12年	13,318	478	3.72	3,439	3.87	2,466	18.5	21.3
17年	13,497	179	1.34	3,675	3.67	2,667	19.8	23.9
22年	13,653	156	1.16	4,135	3.30	2,852	20.9	26.2
27年	13,918	265	1.94	4,580	3.04	3,362	24.2	29.8

### 4 道路の位置等

本町は国道及び県道が幹線道路として機能しており、これを基幹として町道及び農道が網状にネットワークして道路網が構成されている。

幹線道路としては、一般国道7号(新新バイパス)、一般国道113号及び県道新潟新発田村上線があり、このほかに県道新潟東港線、島見新発田線、網代浜新発田線、次第浜新発田線の4路線がある。また、日本海沿岸東北自動車道が通っており、町内に聖籠・新発田インターチェンジが設置されている。

### 5 港湾の位置等

本町と新潟市との間には、日本海側最大の貨物取扱量を誇る国際貿易港である新潟港東港区があり、新潟市中心街から約20km、日本海沿岸東北自動車道豊栄新潟東港ICから約5km、国道7号線東港ICより1kmに位置している。国際拠点港湾である新潟港東港区は、外貿コンテナ基地やエネルギー供給基地、そして物流拠点として発展する工業港・商港であり、日本海側の総合拠点港として港湾施設の整備が着々と進められており、年間約2,000万トンの貨物を取り扱う日本海側を代表する港として発展している。

※資料編1-4-5「港湾施設等」

## 6 自衛隊施設等

新発田市に陸上自衛隊新発田駐屯地が所在しており、陸上自衛隊東部方面隊第12旅団第30普通科連隊が駐屯している。

## 7 石油コンビナート施設

本町には新潟港（東港区）に石油コンビナート施設があり、火力発電所や化学工場施設のほか、石油、高圧ガス等が貯蔵されており、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域が政令で指定されている。

## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

町国民保護においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

#### (1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動を予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

#### (3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

また、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

## 2 緊急処理事態

町国民保護においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課局室の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 町の各課局室における平素の業務

町の各課局室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

#### ※資料編 2-1-1 「町の各課局室における平素の業務」

町における国民保護に関する業務の総括、各課局室間の調整及び企画立案等については、生活環境課長等の国民保護担当専任者が行う。

#### 2 町職員の参集基準等

##### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

##### (2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡がとれる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断基準を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参集基準
①担当課体制	生活環境課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	町の全課局室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	町の全課局室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課局室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全課局室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員については以下のとおりとする。

【町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員】

名 称	第1順位	第2順位	第3順位
本 部 長 (町 長)	副町長、教育長	生活環境課長	総務課長
副 本 部 長 (副町長、教育長)	生活環境課長	総務課長	税務財政課長
本 部 員	(各課長、局長、室長等)		

(6) 職員の服務基準

町は(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下、「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

### 3 消防機関との連携

(1) 消防本部及び消防署との連携体制

町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

**4 国民の権利利益の救済にかかる手続き**

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る以下の手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

**【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】**

※ 表中「法」は国民保護法を指す

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)
損害賠償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)
不服申し立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提訴されている場合には保存期間を延長する。

## 第2章 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、国、県、新発田地域広域消防本部、他の市町村、関係指定公共機関、指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

町は武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、町地域防災計画及び県石油コンビナート等防災計画等で規定する防災のための連携体制も活用し、関係機関との連絡体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して、関係機関による意思交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 国との連携

#### (1) 自衛隊との連携

町は、武力攻撃事態等において、自衛隊の部隊等の派遣要請（国民保護等派遣要請）の求め等が円滑に行えるよう、町を管轄する自衛隊との連絡体制を整備するなどの連携の確保を図る。

#### (2) 関係指定地方行政機関等との連携

町は、武力攻撃事態等において、町の区域に係る国民保護措置が円滑に行えるよう、関係指定地方行政機関及び当該機関の出先機関との連携を図る。

### 3 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県との必要な連携を図る。

なお、県との連携体制の整備に当たっては、次の事項の調整に留意する。

担当部局連絡先	
担当部局名 : 防災局危機対策課 所在地 : 新潟市中央区新光町 4-1 電話 : 025-282-1636 FAX : 025-282-1640 メールアドレス : ngt130040@pref.niigata.lg.jp	
措置の内容	留意事項
住民の避難	①知事の避難の指示実施時における提示事項 ②避難実施要領の記述内容 ③避難誘導時における関係機関等の役割分担 ④町長が警報等の内容を伝達する対象 ⑤避難及び運送手段の確保方法 ⑥避難施設の指定・調整等
避難住民の救援	①救援に関する関係機関の役割分担 ②避難住民の受入可能人数 ③安否情報の収集及び提供の方法
武力攻撃災害への対処	①生活関連等施設の状況 ②放射性物質等による汚染の拡大防止のための措置の役割分担 ③応急措置等の内容の役割分担 ④被災情報の収集及び提供の方法
共通事項	①自衛隊の国民保護等派遣の手続き等 ②国民保護措置等に対する安全確保の配慮

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 県による市町村の行うべき事務の代行

町は、町長の行うべき国民保護措置の全部又はその一部を、知事が町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、県との調整を図る。

(4) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を住民等に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

#### 4 近隣市町村との連携

##### (1) 近隣市町村との連携

町は、近隣市町村の連携先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

##### (2) 消防機関との連携体制の整備

- ① 町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、新発田地域広域消防本部及び近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。
- ② 町は、県から提供された情報等により、消防本部におけるNBC対応可能部隊数及びNBC対応資機材の保有状況など消防に関する状況を把握する。

#### 5 指定地方公共機関等との連携

##### (1) 指定地方公共機関等の連絡先の把握

町は、県から提供された情報等により、関係指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握するとともに、指定地方公共機関等と緊密な連携を図る。

##### (2) 医療機関との連携

- ① 町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう新発田地域広域消防本部とともに、地域災害医療センター（県立新発田病院）並びに基幹災害医療センター（長岡赤十字病院）、救命救急センター、新発田北蒲原医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

#### ※資料編 2-2-5 「関係医療機関一覧」

- ② NBC災害等の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

##### (3) 関係機関との協定の締結等

- ① 町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。
- ② 町は区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、県と連携の上、民間企業等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

## 6 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

- ① 町は、自主防災組織及び自治会等のリーダーに対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との連携が図られるよう配慮する。
- ② 町は、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

- ① 町は、県との連携により、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるよう、ボランティアリーダー等の育成に努める。
- ② 町は、日本赤十字社新潟県支部聖籠分区、聖籠町社会福祉協議会その他のボランティア関係団体及びNPO等との連携を図り、必要な際に迅速に対応できるよう体制整備を図る。

## 7 地域コミュニティによる共助意識の醸成

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、町は、県、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

また、町は、地域単位での避難の実施並びに地域での的確な情報伝達等を念頭に、住民のとるべき行動に関する情報の提供、意識啓発等に努める。

## 第3章 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が必要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### 1 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### 2 非常通信体制の確保

- ① 町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。
- ② 町は、非常通信体制の確保に当たっては、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### 【施設・設備面】

- (ア) 非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- (イ) 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関係機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- (ウ) 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- (エ) 被災現場の状況をヘリコプターテレビ映像伝送システム等により収集し、対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
- (オ) 武力攻撃災害時において確実に利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

#### 【運用面】

- (ア) 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (イ) 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合等を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

- (ウ) 通信訓練の実施に当たっては、地理的条件や交通事情等を勘案し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
  - (エ) 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
  - (オ) 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
  - (カ) 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
  - (キ) 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
- ③ 町は、積雪期等における降雪の被害を軽減し、情報の収集及び提供が適切に行えるよう、「町地域防災計画」で規定する除排雪体制を活用し、情報通信手段の確保に努める。

## 第4章 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

#### (3) 関係機関における情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制等の整備

① 町は、知事からの警報の内容の通知があった場合等における住民及び関係のある公私の団体<sup>(\*)</sup>への伝達方法等（伝達先・伝達手段・伝達順位）について、当面の間は現在町が保有するサイレン、防災行政無線その他の手段を活用することとして、あらかじめ定めておくものとする。また、住民等に対し伝達方法等について事前に説明することなどにより周知を図る。

#### 【関係ある公私の団体】

聖籠町消防団、行政区・自治会、民生委員、日本赤十字社新潟県支部聖籠分区、北越後農業協同組合、聖籠町漁業協同組合、聖籠町商工会、聖籠町社会福祉協議会、子ども園、小学校、中学校

② 町は、警報等の内容を伝達するに当たっては、高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に配慮を要する者に対し配慮するため、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等とあらかじめ警報の内容等の伝達に当たっての役割について協議した上で、協力体制を構築するものとする。

③ 町は、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容等が伝達されるよう特に配慮する。

<sup>(\*)</sup> 国民保護法第47条では、住民及び関係ある公私の団体に対しては警報の内容を「伝達」し、他の執行機関その他関係機関に対しては「通知」と規定されている。

(2) 防災行政無線の維持管理

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の維持管理並びにデジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等に努めるものとする。

※資料編 2-4-2 「聖籠町防災行政無線設置状況」

(3) 県警察及び新潟海上保安部との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて新潟海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事務所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類、収集及び報告方法

町が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する第1号又は第2号様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

##### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族、同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

##### 2 死亡した住民

（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所

※資料編 2-4-3-①「安否情報省令 様式第1号（第1条関係）」  
 2-4-3-②「安否情報省令 様式第2号（第1条関係）」  
 2-4-3-③「安否情報省令 様式第3号（第2条関係）」

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる部署を生活環境課と定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・報告担当部署である生活環境課の担当者に対し、情報収集及び報告に係る正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

※資料編 2-4-4 「被災情報の報告様式」

## 第5章 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通して武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

- ① 町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多彩な方法により研修を行う。
- ② 県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど、多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】 <http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修に当たっては、県、消防本部の消防職員、自衛隊、海上保安部及び県警察の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 町における訓練の実施

- ① 町は、新発田地域広域消防本部、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。
- ② 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、新発田地域広域消防本部、県警察、新潟海上保安部、自衛隊との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

- ① 訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づ

いて参加者に意志決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

- ② 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。
  - (ア) 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
  - (イ) 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
  - (ウ) 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練を有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、行政区、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、乳幼児、児童及び外国人等、特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、町国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会、行政区、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第6章 避難・救援体制の整備

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、町の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備し、随時、更新を行う。

- ① 町の地図
- ② 人口分布（男女別）
- ③ 輸送力・輸送施設のリスト
  - (ア) 輸送力

※資料編 2-6-1-①「保有車両等」  
2-6-1-②「路線バス」

#### (イ) 輸送施設

※資料編 2-6-1-③「道路」  
2-6-1-④「ヘリポート適地一覧」  
1-4-5「港湾施設等」《再掲》

- ④ 避難施設のリスト

※資料編 2-6-1-⑤「避難場所等一覧」

- ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ⑥ 生活関連等施設等のリスト

※資料編 2-6-1-⑥「生活関連等施設の概要」

- ⑦ 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

※資料編 1-3-3「関係機関の連絡先」《再掲》

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(4) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領パターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、都道府県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、避難実施要領のパターン作成に当たっては、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況並びに高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等、特に配慮を要する者の避難方法等について、配慮するものとする。

## 3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備

町は、県と連携して、避難のために集約した資料に加えて、特に救援に関する事務を行うために必要な資料を準備し、随時、更新を行うとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

※資料編 2-2-5 「関係医療機関一覧」《再掲》  
2-6-3 「葬祭施設」

#### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該町の区域の輸送に係わる運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

※資料編 2-6-1-①「保有車両等」《再掲》  
2-6-1-②「路線バス」《再掲》  
2-6-1-③「道路」《再掲》  
2-6-1-④「ヘリポート適地一覧」《再掲》  
1-4-5「港湾施設等」《再掲》

#### 5 避難施設の指定への協力

(1) 必要な情報等の提供

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

(2) 住民への周知

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を住民に周知する。

## 第7章 医療救護体制の整備

町、県、医療機関及び医療関係団体は、平素から緊密な連携を図り、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

### 1 医療救護体制の確立

#### (1) 医療救護体制の確立

町は、武力攻撃災害から住民等の生命及び健康を保護するため、県並びに関係機関等と連携のうえ、県の行う地域の実情に合わせた医療救護体制の整備に協力する。

また、町は、県の医療救護体制の整備に当たって、初期救急医療活動を行う救護所の指定、救護所のスタッフ編成、救護所予定施設の点検等に努める。

#### (2) 救護所の設置準備

##### ① 救護所における活動

救護所においては、初期救急医療としてトリアージを伴う医療救護活動を実施する。

##### ② 救護所設置予定施設の指定

町は、避難施設に指定された学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。

##### ③ 救護所設置予定施設の点検

町は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

#### (3) 救護所等の医療資器材の確保

町は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材の確保のための計画を定めるように努める。

## 第8章 要配慮者の支援体制の充実

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等は、武力攻撃災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、町は、県並びに近隣市町村、関係機関及び社会福祉施設等と連携のうえ、地域社会で要配慮者を支援する体制づくりの推進に努め、武力攻撃災害発生時における要配慮者の安全確保を図る。

### 1 要配慮者への配慮

#### (1) 地域コミュニティの役割

武力攻撃事態等における要配慮者への情報伝達、避難誘導等に関しては、近隣住民の果たす役割が特に大きいことに留意し、町は、民生委員や地域の自主防災組織及び行政区、自治会等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

#### (2) 公共施設及び住宅の安全性向上

町は、武力攻撃災害時における障がい者、高齢者等の安全な行動等を確保するため、公共施設等の段差解消、並びに住宅の安全性確保のための支援に努める。

#### (3) 情報伝達・避難誘導

町は、県及び関係機関等との連携のうえ、要配慮者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機等の給付に努めるとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

#### (4) 要配慮者のための啓発・訓練

町は、県及び関係機関等との連携のうえ、パンフレットの配布等による国民保護措置に関する知識の普及、要配慮者の避難等を組み入れた訓練の実施などにより、要配慮者のための国民保護措置に関する啓発及び訓練に努める。

#### (5) 防災資機材等の整備

町は、県及び関係機関等との連携のうえ、要配慮者の家庭や地域の自主防災組織の実情に応じて、武力攻撃災害時に備えて、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備を促進する。

#### (6) 町の体制整備

町は、災害発生時に在宅の高齢者・障がい者等の安否情報の収集、ケア等を一元的に実施する組織として、福祉・保健担当部局を中心とした横断的な要配慮者支援班等の迅速な設置についての体制整備に努め、要配慮者の避難支援プランの活用とあわせ、町国民保護計画に位置づけていくよう努めるものとする。

## 2 社会福祉施設等における安全確保対策

### (1) 社会福祉施設等における体制の整備

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設の職員による、職員や入所者等を自らが守ろうという自発的な取組みを促すとともに、必要に応じて消防、県警察、近隣施設等との連絡会議を設置し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制の整備に努めるよう要請する。

また、町は、社会福祉施設等の管理者に対し、夜間における武力攻撃災害の発生等も考慮し、各施設における入所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案のうえ、夜間の職員配置体制の整備に努めるよう要請する。

### (2) 施設、設備の安全強化

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、平素から備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設・設備等の安全性の維持・強化に努めるよう要請する。

### (3) 食料品等の備蓄

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害時に備えた食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄、及び必要により井戸、貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努めるよう要請する。

### (4) 社会福祉施設等における啓発・訓練

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員・入所者等に平素から国民保護意識の啓発を図るとともに、国又は県の定める基準により、警報内容の伝達や避難についての訓練の実施に努めるよう要請する。

また、町は、社会福祉施設等の管理者が地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得て、自力避難困難者の救出に重点を置いた訓練の実施に努めるよう要請する。

### (5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、職員の緊急連絡体制及び初動体制の整備に努めるよう要請する。

また、町は、社会福祉施設等の管理者に対し、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、普段から協力関係の構築に努めるよう要請する。

### (6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

町は、武力攻撃災害時における緊急入所に備えるため、県及び近隣市町村等と連携のうえ、施設間のネットワーク形成に努める。

### 3 園児、児童及び生徒への配慮

町は、園児、児童及び生徒の安全を確保するため、県との連携のうえ、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害発生に備えた対策及び応急対策を盛り込んだ計画を策定するよう、指導、助言に努める。

#### (1) 学校における体制の整備

町は、学校等の管理者に対し、学校の教職員等による、職員や生徒を自らが守ろうという自発的な取組みを促すほか、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民等と連携し、武力攻撃災害時の救助及び救援体制を整備するよう、指導、助言に努める。

#### (2) 学校等における訓練

町は、学校等の管理者に対し、県及び関係機関等の協力を得て、児童生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう、指導、助言に努める。

#### (3) 緊急体制の構築

町は、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害が発生した場合を想定し、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡す際の方法を構築するよう、指導、助言に努める。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、平素から協力関係の構築を図るよう、指導、助言に努める。

## 第9章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や、大規模な化学工場ほか危険物質等の取扱い施設等について、安全の確保に特別の配慮を要することから、町は、その区域内に所在するこれらの施設の把握等のため、県との連絡体制の整備等について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備し、以下に掲げる項目について整理するものとする。

- ・ 施設の種類
- ・ 連絡先
- ・ 名称
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 所在地
- ・ 施設の規模
- ・ 管理者名

#### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会

7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

※資料編 2-6-1-⑥ 「生活関連等施設の概要」《再掲》

## 第10章 町が管理する公共施設等における警戒

町が管理する公共施設、公共交通機関等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である町として、以下のとおり、予防対策について定める。

### 1 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、次に掲げる項目のような警戒等の措置を実施するとともに、県が管理する公共施設等について県が実施する措置に準じて実施することからも、県との連携に努める。また、この場合において、県警察との連携を図る。

- ・施設の巡回を実施するなどの警戒の強化に努めること
- ・関係機関との連絡体制の整備に努めること
- ・施設への出入り管理の徹底に努めること
- ・施設に出入りする場合の物品の持込み及び持出しに関する管理の徹底に努めることなど

※資料編 2-10-1 「町が管理する公共施設等」

## 第11章 物資及び資材の備蓄等

武力攻撃の発生に備え、町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

### 1 町における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

町は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、町地域防災計画に基づき定められた備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備するとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達・供給体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

#### (3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄とを相互に兼ねることとする。

### 3 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第12章 積雪期間における体制の整備

積雪期の武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を地域に及ぼすとともに、住民の避難を行ううえでも大きな支障となることが予想される。

このため、町は、国や県との連携を図り、除排雪体制の強化、緊急活動体制の整備等、総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

### 1 除排雪体制・施設整備等の推進

町は、積雪期の武力攻撃事態等に備え、一般国道、県道、町道、高速自動車道の各道路管理者との緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進し、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

### 2 緊急活動体制の整備

町は、国、県、近隣市町村の道路管理者等と相互に協議のうえ、初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網の図を策定するとともに、雪上交通手段の確保、通信手段の確保、避難所体制の整備、積雪期用資機材の備蓄等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

### 3 総合的な雪対策の推進

積雪期における武力攻撃災害を最小限化するためには、除排雪体制の整備をはじめとした雪対策の総合的、長期的推進を図り、平素から雪に強いまちづくりをこころがける必要がある。

このため、町は毎年道路除雪計画を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努めるとともに、県の「新潟県雪対策基本計画」に基づき、県及び近隣市町村、関係機関等と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

## 第13章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力養成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 町は弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など、国の各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(3) 町は日本赤十字社新潟県支部聖籠分区、県、消防機関などとの連携により、傷病者の応急手当の普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

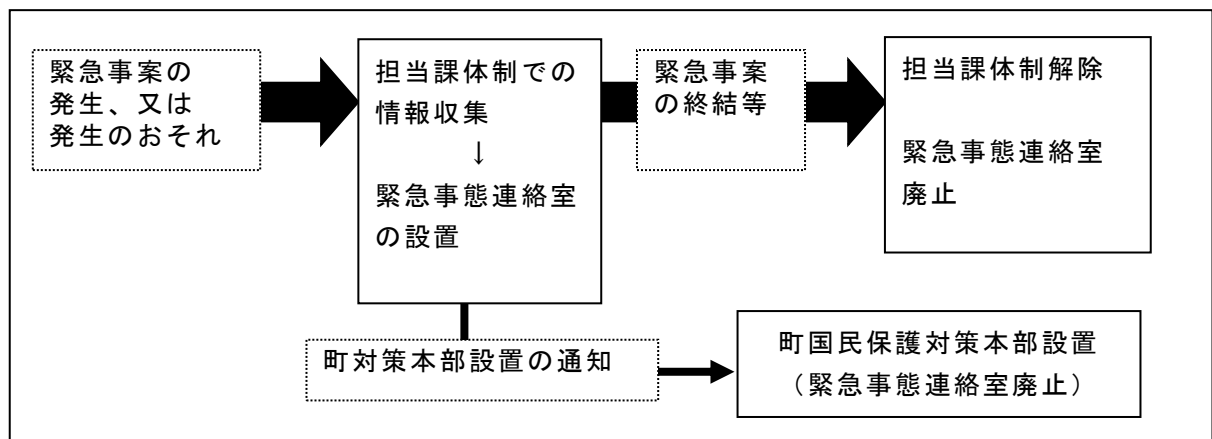
### 第1章 初動連絡体制の整備

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について以下のとおり定める。

[初動体制フロー図]



#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態連絡室等の設置

###### ① 担当課体制における初動措置

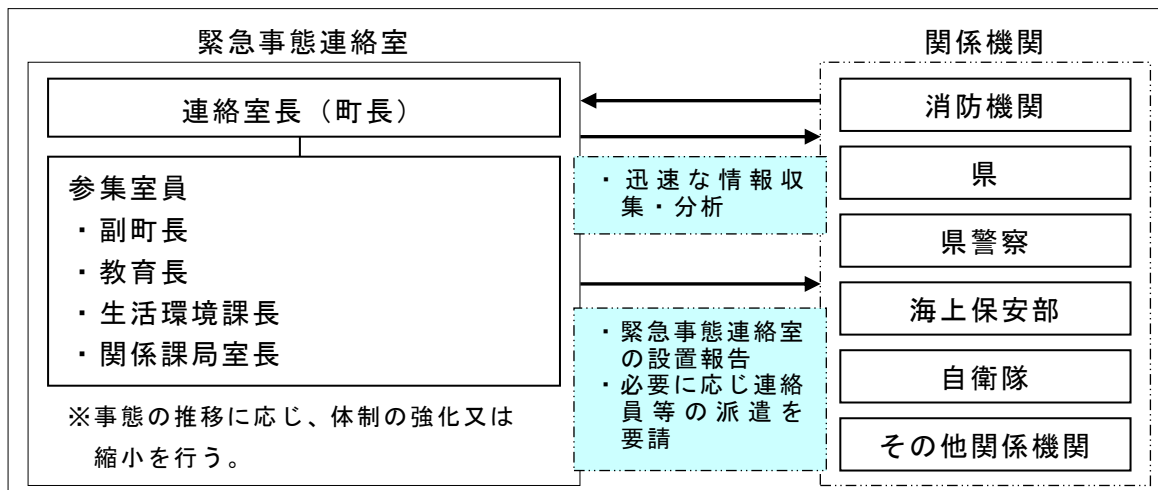
町は、武力攻撃災害が発生する恐れがあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、第2編第1章2で定める参集基準に従い、生活環境課職員を直ちに登庁させ、当該事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、関係機関と緊密な情報の共有を行う。

###### ② 緊急事態連絡室の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。

「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、生活環境課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

[町緊急事態連絡室の構成等]



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

③ 緊急事態連絡室における初動措置

「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

① 町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警報区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関へ提供するとともに、必要な指示を行う。

② 町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設定の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し、支援を要請する。

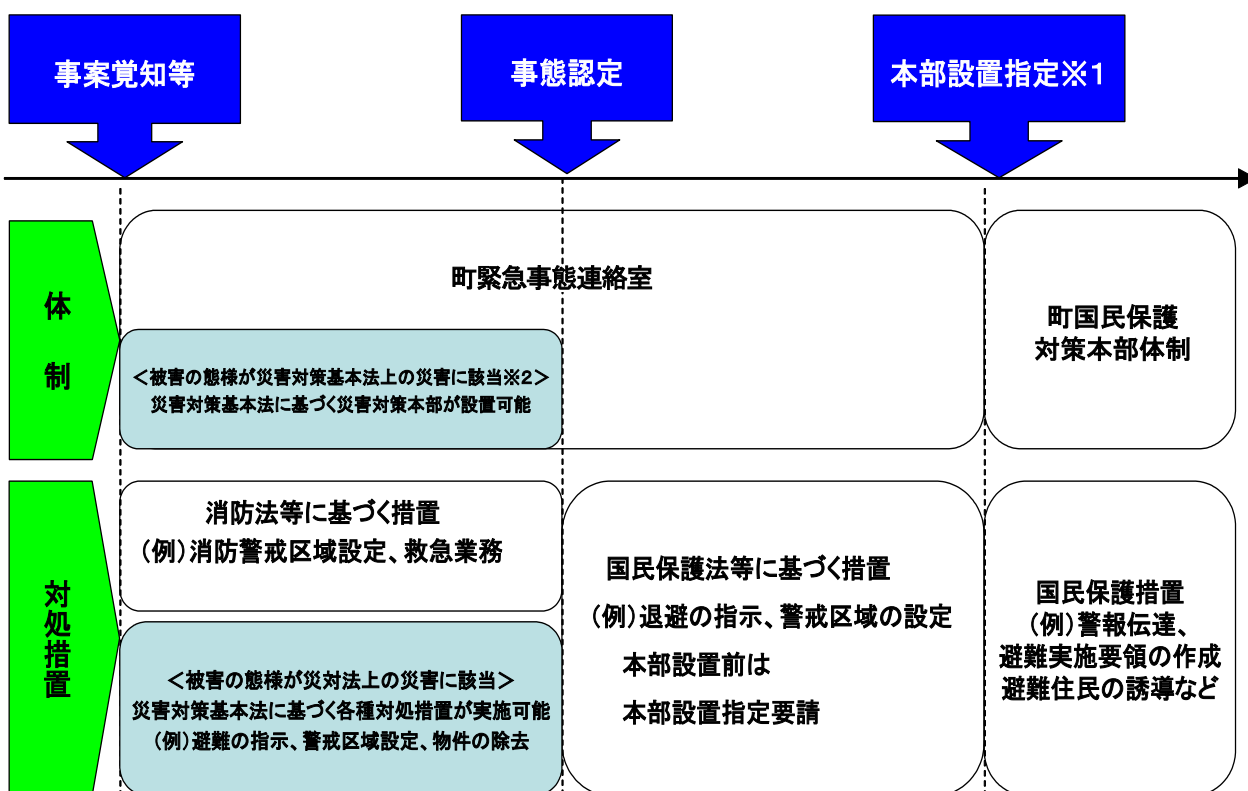
(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係課局室に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該町に関して町対策本部を設置すべき指定がなかった場合において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 町対策本部の設置

#### (1) 町対策本部の設置手順

##### ① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定を受ける。

##### ② 町長による町対策本部の設置

町長は、指定の通知を受けた場合、直ちに町対策本部を設置する。（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする。）

##### ③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉参集システム<sup>(\*)</sup>等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町庁舎大会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等に必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電施設及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

#### 【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、町対策本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を妨げるものではない。

〔第1順位〕・・・聖籠町民会館

〔第2順位〕・・・聖籠町保健福祉センター

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

<sup>(\*)</sup> 一斉参集システム：大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

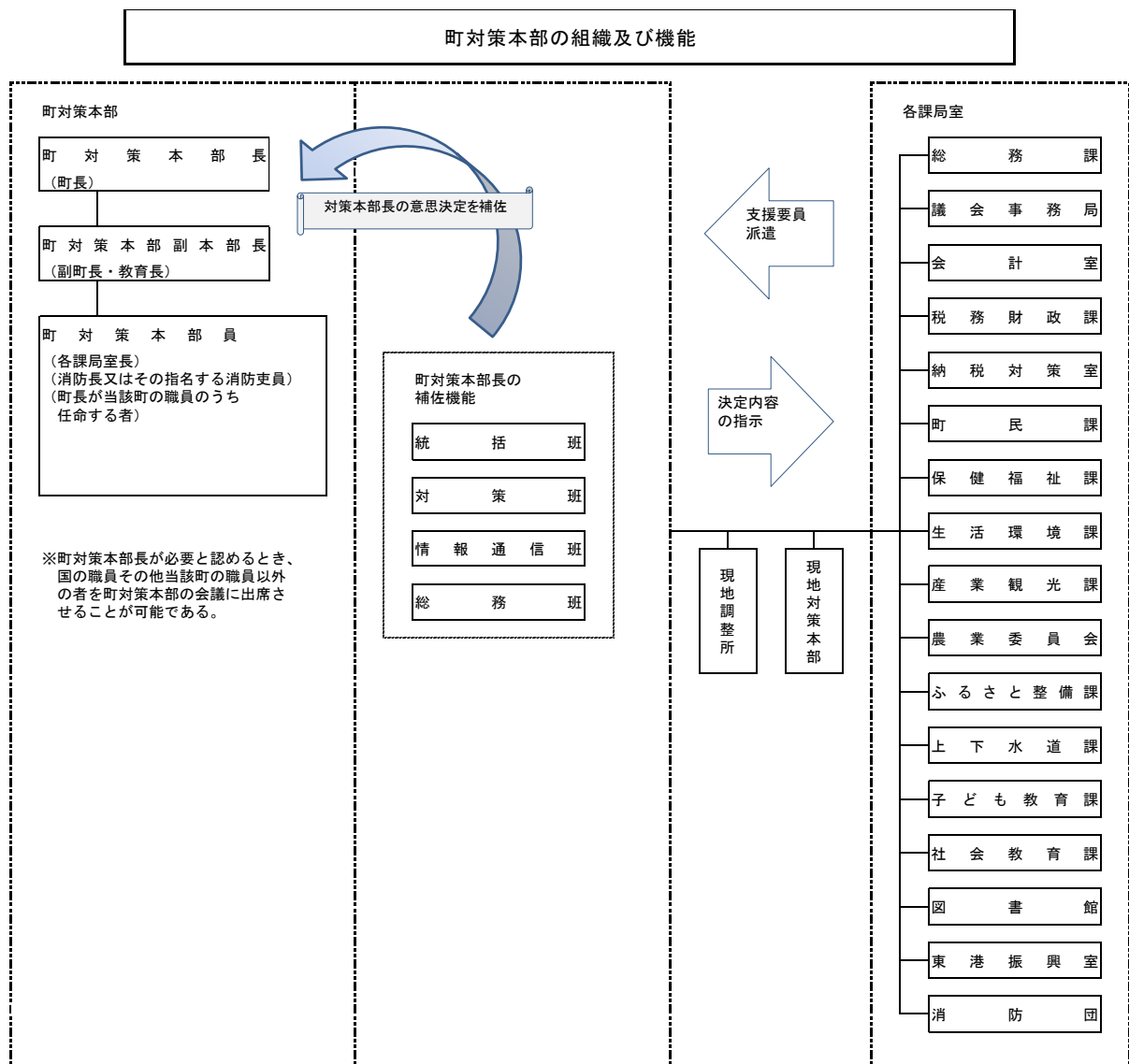
町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は資料編のとおりとする。

【町対策本部の組織及び機能】

※資料編 3-2-1-① 「町対策本部の組織及び機能」



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課局室館において措置を実施するものとする（町対策本部には、各課局室館から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適宜適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に的確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせの窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

※資料編 3-2-1-②「関係報道機関一覧」

(5) 町現地対策本部の設置

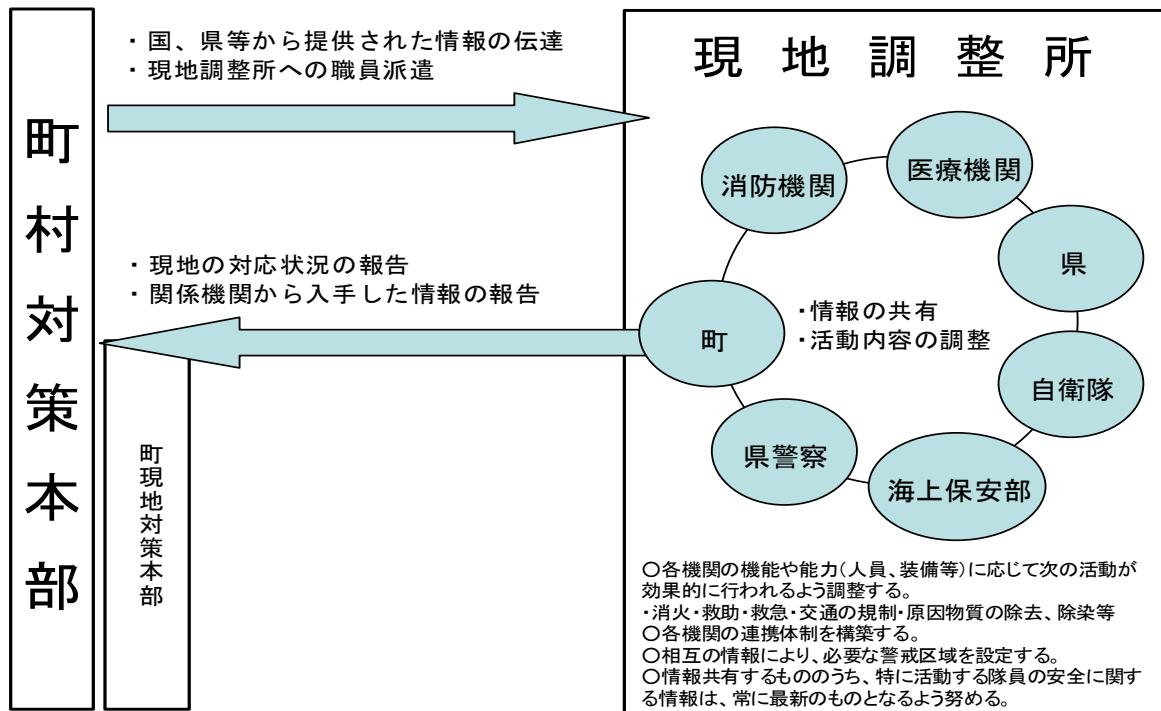
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における現地関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、（又は現地関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成例】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
  - ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
  - ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。  
 現地調整所の設置により、町は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
  - ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、町における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、町は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重

要である。

(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報提供の求め

町対策本部長は、県対策本部に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提供を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅延なく、町対策本部を廃止する。

## 第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、当該協議会に参加し国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関<sup>(\*)</sup>（以下「知事等」という）に対し、その所掌事務に係わる国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係わる国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

<sup>(\*)</sup> 県教育委員会、県公安委員会等の各種委員会をいう。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め方等

#### (1) 町長が行う派遣要請等

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

#### (2) 出動部隊との連携

町長は、国民保護措置を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村への応援の要求

① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに町議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

### (1) 職員派遣要請

町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(\*)

### (2) 総務大臣への要請（県経由）

町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

## 6 町の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等

① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護に係わる事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や行政区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(\*) 地方自治法第 252 条の 17

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 武力攻撃事態等における通信の確保

町は、武力攻撃事態等において、関係機関等と連携して国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための通信の確保について、必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 情報通信手段の確保

町は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線もしくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### 2 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

### 3 通信輻輳により生ずる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第5章 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 警報の内容の伝達等

#### (1) 警報の内容の伝達

- ① 町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、行政区、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② 町は、県と協力して、区域内の多数の者が利用する施設（大規模集客施設等）について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

#### (2) 警報の内容の通知

- ① 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<http://www.town.seiro.niigata.jp>）に警報の内容を掲載する。

### 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、行政区、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

- (2) 町長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、新発田地域広域消防本部の保有する車両・装備による巡回広報等を要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### 3 緊急通報の伝達及び通知

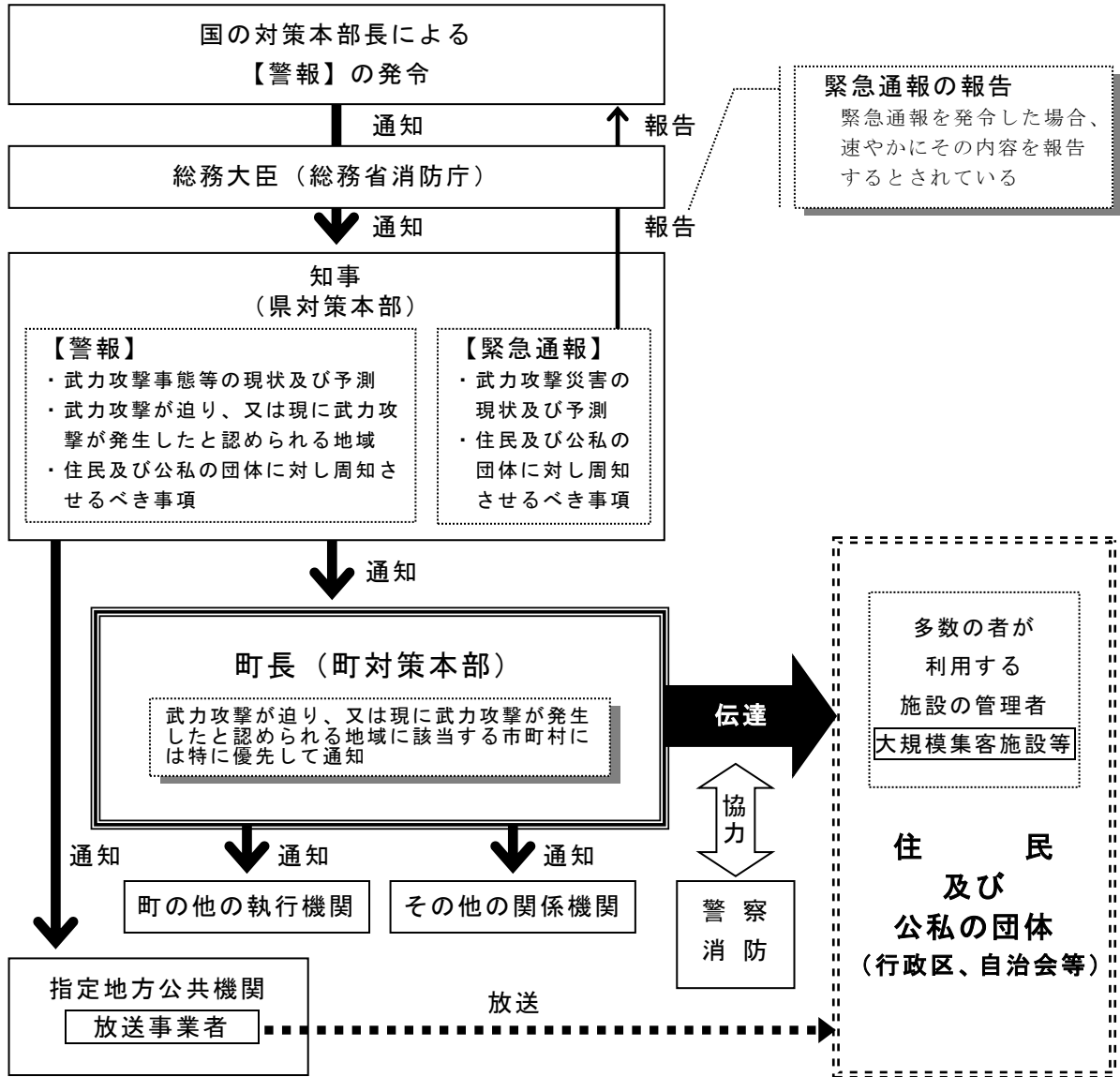
知事から緊急通報の発令に伴う通知があった場合、住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

※【緊急通報の内容の例示】

- ・ 武力攻撃災害の現状及び予測  
火災の発生状況や延焼の予測、ダムや堤防の状況、決壊した場合に予想される水流等
- ・ 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項  
地方公共団体等の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めることその他必要な事項を示すことなど

【町長から関係機関への警報（緊急通報）の通知・伝達】

※ 町長から関係機関への警報（緊急通報）の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



## 第6章 避難の実施

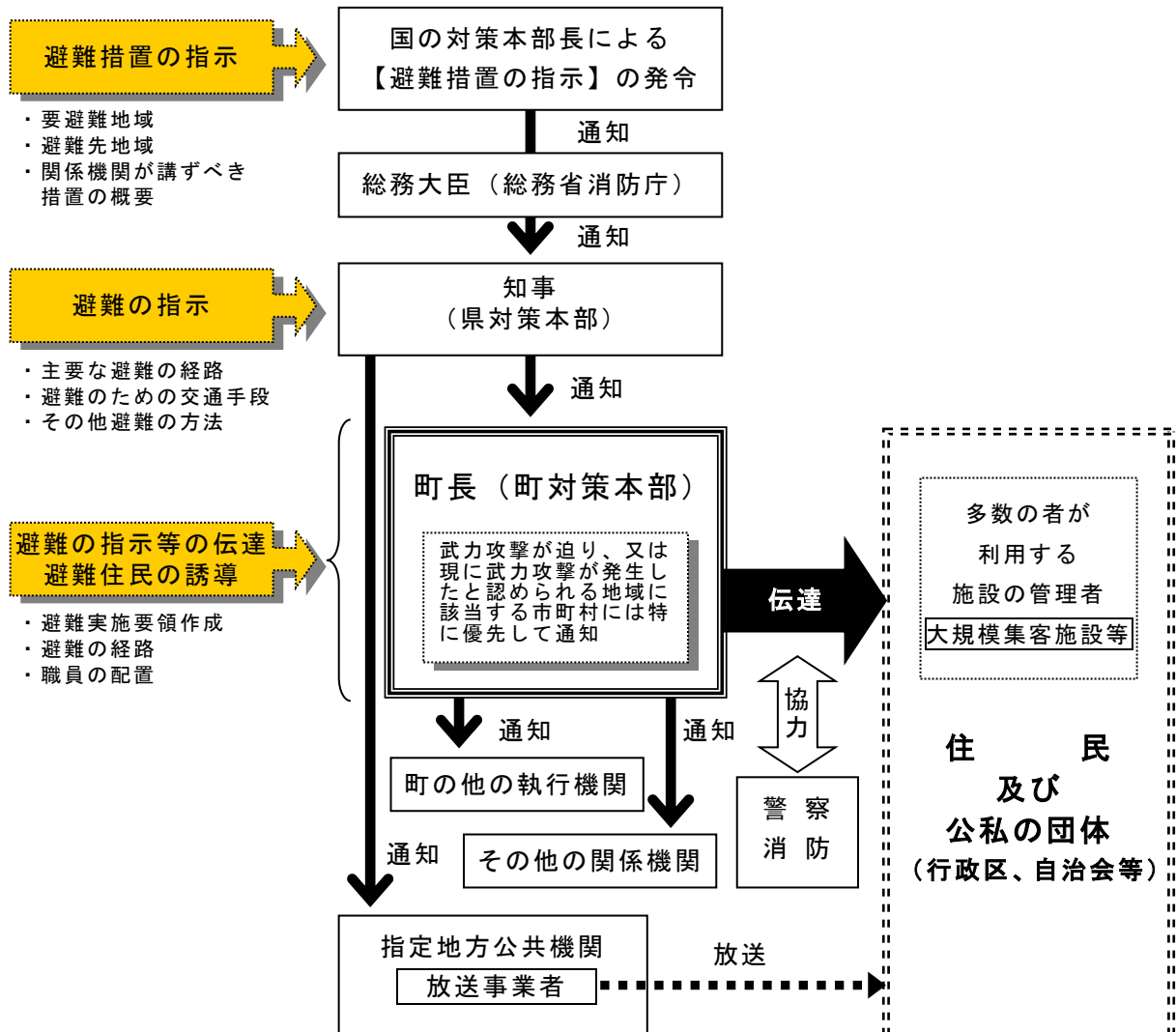
町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【町長から関係機関への避難の指示の通知・伝達】

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

なお、積雪期においては、避難の経路や交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

### ※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

### ※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される町の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とする場合もありうる。

### ※【県国民保護計画において定められている主な留意事項】

#### ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする）

#### ② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市B1高校体育館）

#### ③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

（例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。  
集合するに当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については、自動車等の使用を可とする。）

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：○月○日 15：20、15：40、16：00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障がい者等避難要配慮者の住所を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、○○鉄道○○線 AA 駅より、○月○日の 15：30 より 10 分間隔で運行する B 市 B1 駅行きの電車で避難を行う。B 市 B1 駅に到着後は、B 市及び A 市職員の誘導に従って、徒歩で B 市 B1 高校体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。

⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日 18：00 に避難住民に対して、食料、水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A 市対策本部 TEL 0××-×××-×××× 担当○○○○)

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握  
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定  
(避難支援プラン、災害時要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整  
(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置  
(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整  
(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整  
(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

- (ア) 自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- (イ) 上記 (ア) 場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

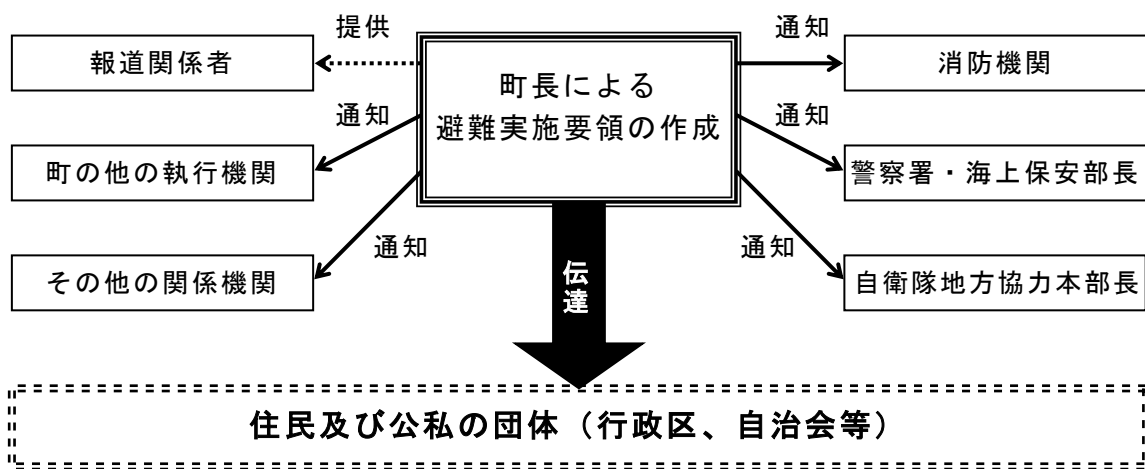
町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、新発田地域広域消防本部消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】

※ 町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達については下図のとおり。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員を指揮し、新発田地域広域消防本部及び聖籠分署長並びに消防団長と協力して、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、行政区、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

新発田地域広域事務組合は、町の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。

この場合、町長は、新発田地域広域事務組合の管理者に対し、消防本部消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から町の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、新発田地域広域消防本部やその管理者等と十分な調整を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、新発田地域広域消防本部及び聖籠分署と連携しつつ、自主防災組織、行政区、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や行政区、自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮<sup>(\*)</sup>

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(10) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

<sup>(\*)</sup> (6) 本事項に関しては、「第2編 第8章 要配慮者の支援体制の充実」及び「第3編 第7章 要配慮者の避難等への配慮」を併せて参照のこと。

(11) 避難住民の運送の求め等（輸送力の確保）

- ① 町長は、避難住民を運送するため、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ決めておくものとする。なお、町長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請することとする。
- ② 町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
- ③ 町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(12) 避難の長期化への対処

① 町のとるべき措置

住民の避難が長期化した場合は、町は、県と協力のうえ、避難所運営に当たって以下の点に留意するものとし、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の特に配慮を要する者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分に配慮する。

- 避難者の栄養、健康等の対策
- 避難所の衛生、給食、給水等対策
- 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- 避難所運営に伴う各機関への協力要請

② 避難所における住民の協力

町は、避難所に避難した住民に対し、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、以下の点について協力を求める。また、町は平時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- 自治組織の結成とリーダーの協力
- ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルール遵守
- 要配慮者への配慮
- その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

#### 4 他市町村からの避難住民の受入れ

(1) 他市町村の避難住民の受入れ

町長は、他市町村からの避難住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、他市町村からの避難住民を受け入れなければならない。

(2) 避難施設の開設

① 町長は、他市町村からの避難住民を収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、開設する。ただし、避難施設として適当な施設がないときには、天幕等を設置し、仮避難所を開設することとする。

② 町長は、避難所の開設状況について速やかに知事へ報告する。

(3) 被災者に対する配慮

避難所の管理者は、その運営にあたり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講ずるよう努めることとする。

#### 5 想定される避難の形態《例示》

住民の避難は、武力攻撃事態等の態様や事態の推移、時間的余裕、さらには武力攻撃災害の状況等に応じ、危険地域から屋内などへの一時避難、町内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態があり得る。

実際には、武力攻撃事態等の状況を総合的に勘案のうえ、最も適切な方法により避難を実施することとなるが、県国民保護計画において整理された「事態に応じた避難の種類と対処」を踏まえ、主な対処として想定される次の【Ⅰ】【Ⅱ】【Ⅲ】【Ⅳ】の4点を例示する。

《例》【Ⅰ】突発的かつ局地的な事態の場合

《例》【Ⅱ】突発的かつ広範囲な事態の場合

《例》【Ⅲ】時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

《例》【Ⅳ】時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

《例》【I】突発的かつ局地的な事態の場合

《 対 処（例） 》

警報と同時に近傍のコンクリート造りの施設等、堅ろうな建物内に避難（退避）することが基本となる。

国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する流れとなるが、避難措置の指示は事後的となる可能性があるため、退避の指示や警戒区域の設定等の措置について留意することが必要。

《 該当する事態類型（例） 》

時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃など突発的な事態が発生した場合など。  
 時間的余裕がなく、屋内へ避難（退避）する必要がある場合など。

① 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

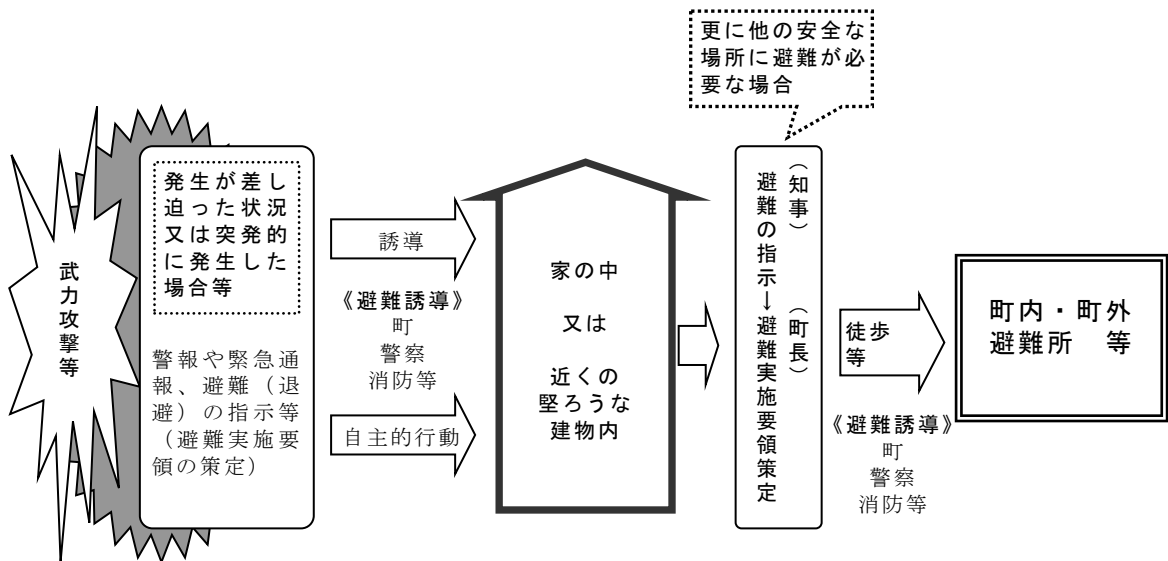
発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要。着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて他の安全な地域へ避難する。

② 航空攻撃（急襲的な攻撃等）

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）に準じた対応。

③ ゲリラ・特殊部隊による攻撃（急襲的な攻撃）

攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要。状況により退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が必要。



※ 施設内で武力攻撃等（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等）が発生した場合は、施設外への避難が基本。

《例》【Ⅱ】突発的かつ広範囲な事態の場合

《 対 処（例） 》  
 （【Ⅰ】に準じる）

《 該当する事態類型（例） 》

① 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

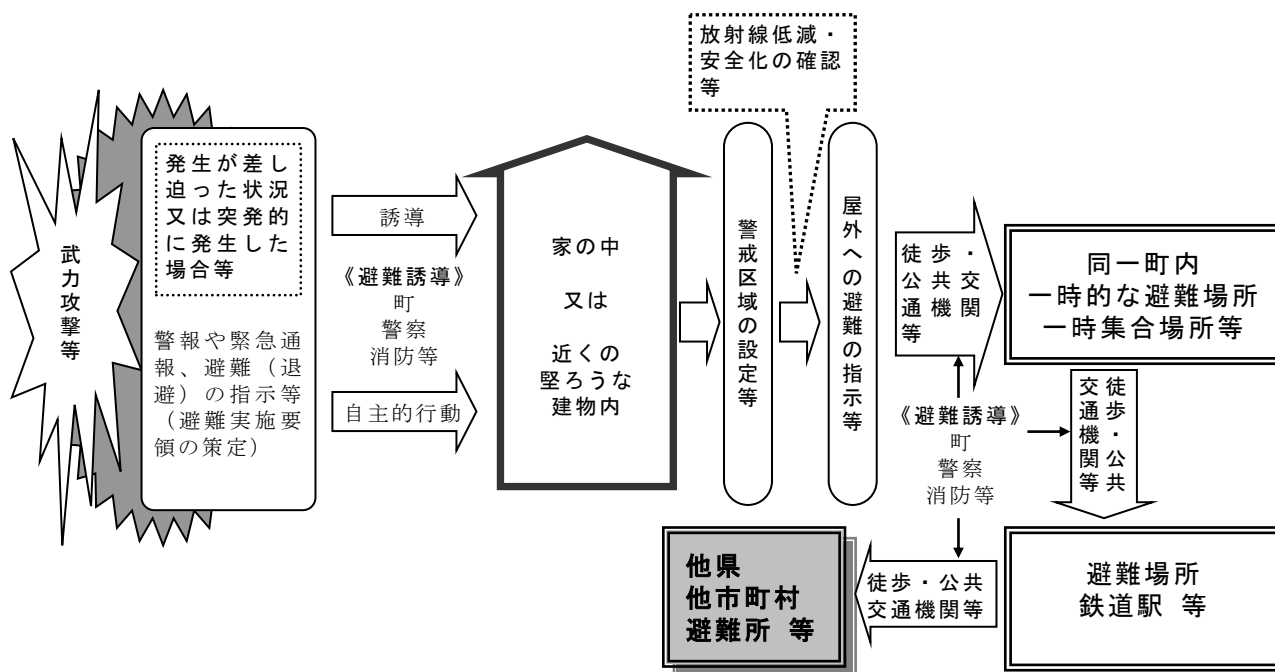
攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難。  
 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難。

核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難（風下をさけ極力風向きと垂直方向）。

町は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導。

② 航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じた対応。

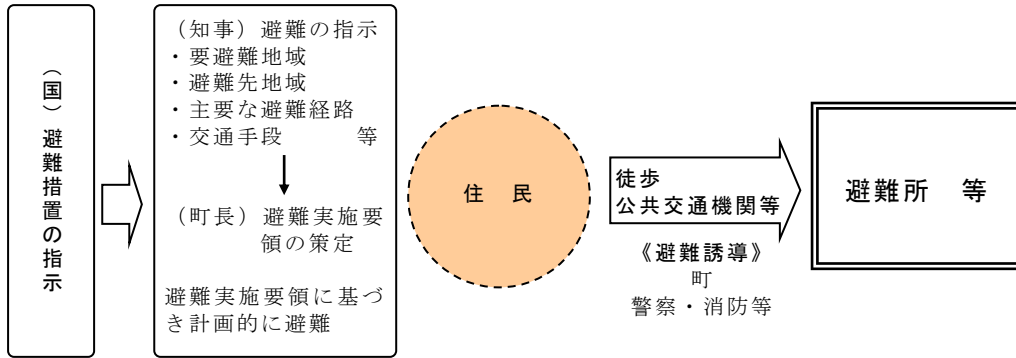


《例》【Ⅲ】 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

《 対 処（例） 》

国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、要避難地域の住民を避難先地域へと誘導する。

周辺の安全を確保した上で、避難実施要領に基づく避難誘導に従い避難。



《 該当する事態類型（例） 》

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃

（施設占拠など局地的な事態に伴う周辺住民の避難等）

…など

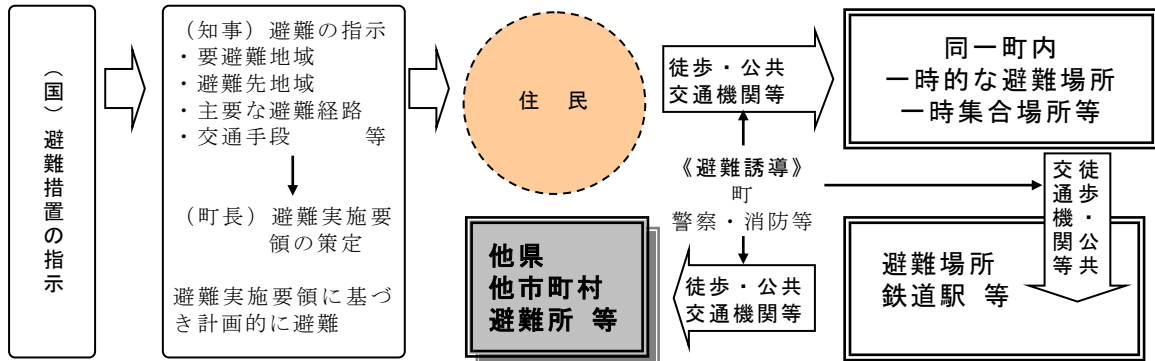
《例》【Ⅳ】 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

《 対 処（例） 》

国全体としての調整が必要となるため、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。

県の区域を越える避難の場合は、国の対策本部長は、関係知事から意見を聴き、国の方針として要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に対して避難措置を指示することとされている。

要避難地域となった町は、避難の指示等に基づき避難実施要領を作成し、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の市町村（他県）まで誘導する。



《 該当する事態類型（例） 》

① 大規模な着上陸侵攻など、本格的な侵略事態の場合など

② 反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態

…など

6 事態等の類型に応じた避難に関する留意事項

■ 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。  
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- (ア) 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

・ 国の対策本部長	警報の発令、避難措置の指示
	(その他、記者会見等による国民への情報提供)
・ 知事	避難の指示
・ 町長	避難実施要領の策定

- (イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

■ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒

区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。  
 その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応  
 「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応  
 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。  
 特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。
- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。  
 特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

## ■ 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

## 第7章 要配慮者の避難等への配慮

武力攻撃災害の発生に際しては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等特に配慮を要する者に関しては、武力攻撃災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、迅速かつ的確な要配慮者の安全避難を実施するための措置について、以下のとおり定める。<sup>(\*)</sup>

### 1 要配慮者への配慮

#### (1) 避難

町は武力攻撃災害の発生等により住民避難が必要となった場合、要配慮者の避難に当たっては、日頃から交際のある近隣住民や自主防災組織、国際交流協会等の協力を得るとともに、要配慮者が属する行政区、自治会等を単位とした集団避難を行うよう努めるものとする。

#### (2) 武力攻撃災害発生後の安否確認

町は県と連携のうえ、要配慮対象者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努める。安否確認に当たっては、必要に応じ行政区、自治会長、民生委員、近隣住民、自主防災組織、国際交流協会等の協力を得るものとする。

#### (3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

町は県と連携のうえ、避難所及び要配慮対象者の自宅等に保健師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握するとともに、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

### 2 園児、児童及び生徒への配慮

町は、県と連携のうえ、園児、児童及び生徒の在校（園）時においては、学校等の管理者が速やかに園児、児童及び生徒を掌握し、町の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。

また、在校（園）時以外に武力攻撃災害が発生した場合には、学校等の管理者に対して、在籍する園児、児童及び生徒の安否の確認について協力を依頼する。

<sup>(\*)</sup> 本事項に関しては、「第3編 第6章の3（6）高齢者、障がい者等への配慮」を併せて参照のこと。

## 第8章 救援の実施

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

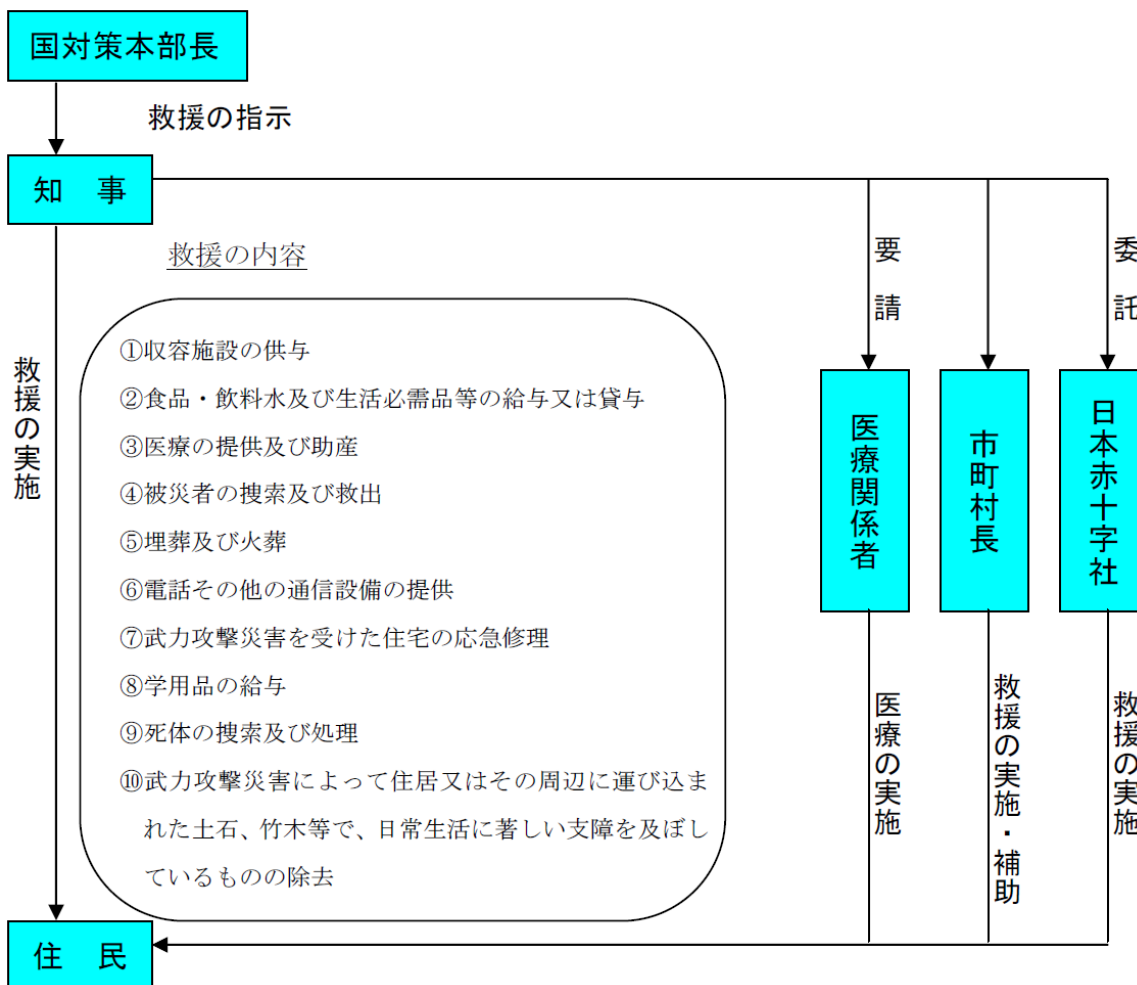
#### (3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

【救援フロー図】



### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

※資料編 3-8-3 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」

#### (2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 4 医療救護活動

町は、武力攻撃災害が発生した場合、医療機関等関係機関と連携し、迅速に県が実施する避難住民等に対する医療に協力する。その際、町は、県国民保護計画において定められた次の事項の実施に当たっては、医療関係者に対し安全の確保について十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

### (1) 救護所の設置及び医療救護活動

- ① 町は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置するものとする。
- ② 町は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県に支援要請を行うものとする。
  - 初期救急医療
  - 地域災害医療センター及び基幹災害医療センターへの移送手配
  - 医療救護活動の記録
  - 死亡の確認
  - 県への救護所の患者収容状況等の活動状況報告

### (2) 患者等の搬送

町は、患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

### (3) 医療資器材等の供給

町は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行うものとする。

## 5 遺体の埋葬及び火葬

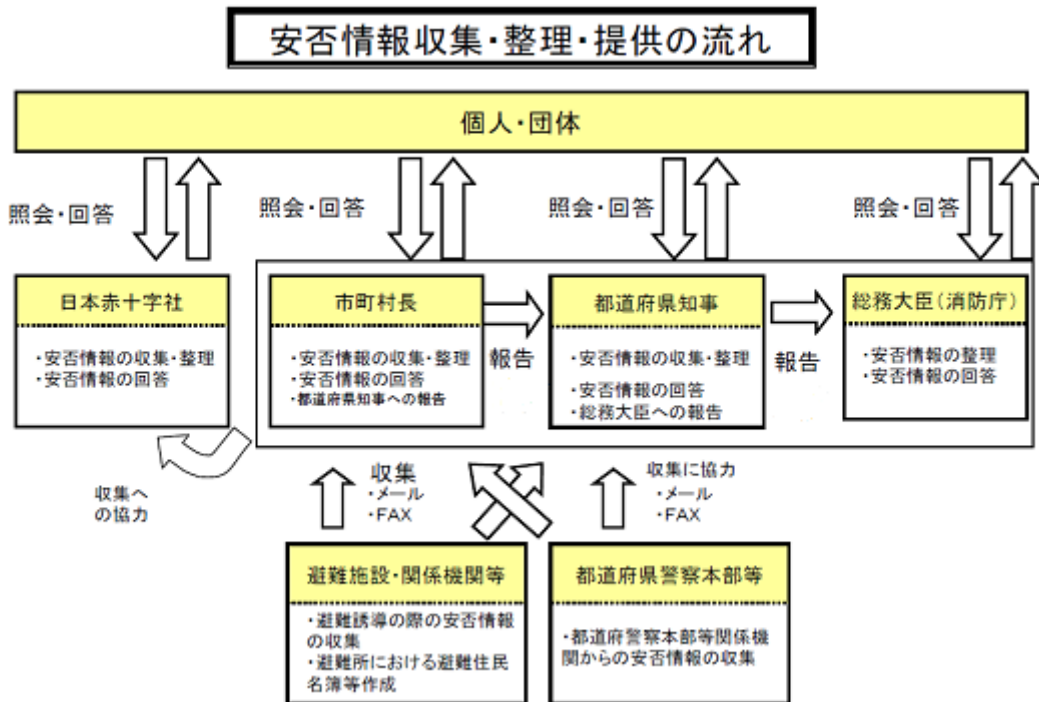
町は、県の実施する遺体の埋葬及び火葬について、関連する情報の収集及び遺体の搬送の手配等に協力する。その際、町は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には、県に要請するものとする。

また、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危険が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。

## 第9章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



### 収集項目

#### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族、同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

#### 2 死亡した住民

（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所

## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

※資料編 2-4-3-①「安否情報省令 様式第1号（第1条関係）」《再掲》  
 2-4-3-②「安否情報省令 様式第2号（第1条関係）」《再掲》  
 2-4-3-③「安否情報省令 様式第3号（第2条関係）」《再掲》

### (2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出す

ることにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、個人番号カード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

※資料編 3-9-3-① 「安否情報省令 様式第4号（第3条関係）」

- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

※資料編 3-9-3-② 「安否情報省令 様式第5号（第4条関係）」

- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 町は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 町は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

**4 日本赤十字社に対する協力**

町は、日本赤十字社新潟県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第10章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、新発田地域広域消防本部、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報することとされている。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示<sup>(\*)</sup>

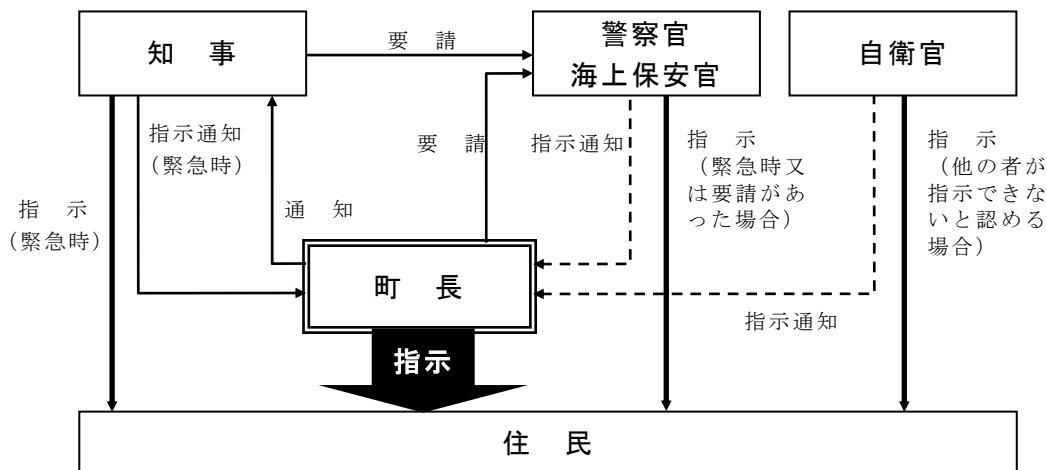
町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### <退避の指示の概要>



<sup>(\*)</sup> 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

① 屋内への退避の指示

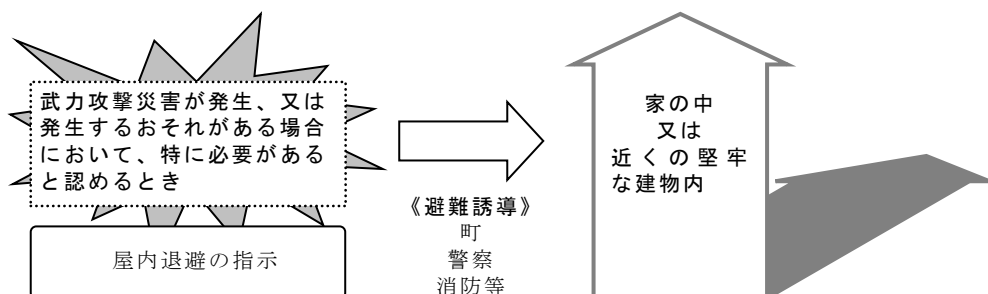
町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- (ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- (イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【屋内退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

<屋内退避のイメージ>



② 屋外への退避の指示

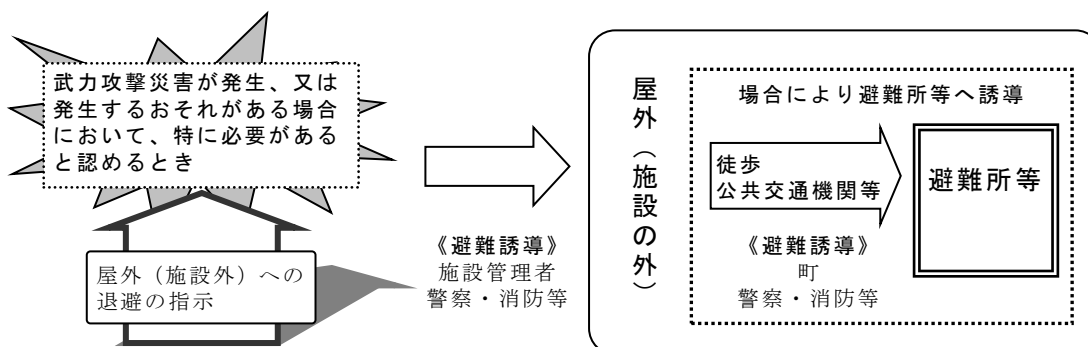
町長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- (ア) 大規模集客施設などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

【屋外退避の指示（例）】

〇〇構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて屋外に退避すること。

<屋外退避のイメージ>



(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。  
退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員等に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて新発田地域広域消防本部、県警察、海上保安部及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるように緊急の連絡手段を確保し、また、退避が必要と認める地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定<sup>(\*)</sup>

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、次の措置を行う。

- (ア) ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者等に対してその内容を連絡する。
- (イ) 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

<sup>(\*)</sup> 警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴う必要な活動についての調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

## 4 消防に関する措置等

### (1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

町長は、武力攻撃災害から住民等を保護するため、新発田地域広域消防本部に対し、国民保護法、消防法、消防組織法その他の法令に基づく消火活動、救助・救急活動等を通じた武力攻撃災害の防除・軽減を要請する。

また、消防団は、新発田地域広域消防本部消防長又は聖籠分署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。その際、町長は、消防団員の活動上の安全確保に配慮する。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、新発田地域広域消防本部に対し、他の市町村又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合に新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援の要請を行うよう求める。

### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防震第9号)及び緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日付け消防震第19号)に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

### (6) 医療機関等との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、新発田北蒲原医師会、災害拠点病院(基幹災害医療センター及び地域災害医療センター)<sup>(\*)</sup>等の医療機関及び日本赤十字社新潟県支部聖籠分区等と緊密な連携のとれた活動を行う。

※資料編2-2-5「関係医療機関一覧」《再掲》

<sup>(\*)</sup> 基幹災害医療センターは「長岡赤十字病院」、本町における地域災害医療センターは「県立新発田病院」が指定されている。

(7) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察及び新発田地域広域消防本部等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関における情報の共有、連絡調整を行うとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 町長は、知事又は消防庁長官から、町外の被災地について、消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、新発田地域広域消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

※資料編 2-6-1-⑥「生活関連等施設の概要」《再掲》

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとする。また、自ら支援を行う必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、可能な範囲で警戒の強化等の措置を講ずる。

※資料編 2-10-1「町が管理する公共施設等」《再掲》

## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

### ※ <危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置>

#### 【対象】

消防本部等所在市（町村）の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市（町村）の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

#### 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

町は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

## 第4 N B C攻撃による災害への対処

町は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

町は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### (1) 応急措置の実施

町長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

町長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

町長は、N B C攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

町は、N B C攻撃により放射性物質等<sup>(\*)</sup>による汚染が生じた場合、それぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

<sup>(\*)</sup> 放射性物質、放射線、サリン等の化学物質、生物剤、毒素、危険物質等を意味する（国民保護法第107条第1項を参考のこと）。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県健康福祉（環境）部等と連携して、消毒等の措置を行う。

町の国民保護担当部署においては、【生物剤を用いた攻撃の特殊性】<sup>(\*)</sup>に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続
1号	飲食物、衣類、寝具 その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	
4号	飲食物、衣類、寝具 その他の物件	・廃棄	
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	

<sup>(\*)</sup> 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

(6) 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第11章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 被災情報の収集

- ① 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

### (2) 被災情報の報告

- ① 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ② 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

※資料編2-4-4「被災情報の報告様式」《再掲》

## 第12章 保健衛生の確保

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童等、その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、避難住民等に対し、情報を提供する。

② 町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理対策

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、町地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市（町村）等への応援等にかかる要請を行う。

※資料編 3-12-2-① 「ごみ処理施設」

3-12-2-② 「し尿処理施設」

## 第13章 文化財の保護その他の措置

町は、武力攻撃災害等から文化財を保護するための措置、また、動物の保護に係る措置を的確に実施するため、以下のとおり定める。

### 1 文化財の保護

#### (1) 町指定文化財の保護のための措置

町教育委員会は、町指定文化財に関し、武力攻撃災害による文化財被害のおそれのある場合には、その所有者に対して被害防止のための措置を行うよう依頼する。また、当該依頼に応じて必要な措置を講じようとする町指定文化財の所有者から町教育委員会に対して支援の要請があった場合には、速やかにその要請に応じるよう努める。

### 2 動物の保護等

#### (1) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### (2) 家畜防疫の実施

町は、畜舎の倒壊、家畜の死亡状況等の早期把握に努め、県及び関係機関へ通報する。  
また、県は、必要に応じ関係機関の協力を得て、衛生班を編成し、巡回指導による調査、検査、消毒、診療等を実施することとされている。

## 第14章 ボランティア受入れ計画

町は、避難した住民の救援等に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力及び県ボランティア本部の設置・運営に準じて、安全等を十分に確保したうえで、以下により町ボランティアセンターの設置・運営について対応を行う。

### 1 安全の確保

町は、県ボランティア本部並びに関係機関との密接な連絡のもとに、安全等の十分な確保が担保されない場合、町ボランティアセンターの設置を行うことができない。

### 2 町ボランティアセンターの設置

#### (1) 町ボランティアセンターの体制

町及び聖籠町社会福祉協議会は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて関係団体に協力を要請し、町ボランティアセンターを設置するものとする。

町及び聖籠町社会福祉協議会は、地域のボランティア団体や関係団体等との連携を図り、あらかじめボランティアセンター職員を指定しておき、町及び聖籠町社会福祉協議会職員と連携して町ボランティアセンターを設置する。

#### (2) 町ボランティアセンターの活動

##### ① ボランティアの要請、受入れ、登録

(ア) ボランティアニーズを把握し、必要に応じ県ボランティア本部にボランティアの派遣要請を行う。

(イ) 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等協力要請を行う。

##### ② 被災者のニーズの把握と分析

避難所、施設等における現地調査による、被災者のニーズの把握とその分析を行い、必要な対策を検討する。

##### ③ 具体的な救援活動の調整、協力要請等

被災者のニーズの把握と分析結果に基づき、救援活動に必要な調整、県ボランティア本部への協力要請及び情報提供を行う。

##### ④ 救援活動に要する物資の確保と配布

救援活動に要する物資の確保、救援物資の仕分け及び被災者への配布を行う。

##### ⑤ その他、被災者のボランティアニーズに基づいた活動

## 第15章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### ※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### (1) 特殊標章等

##### ① 特殊標章

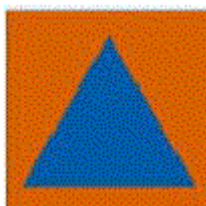
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

##### ② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次頁のとおり）。



##### ③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
-----		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	許可権者の署名/Signature of issuing authority
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
-----		
-----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)  
(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ① 町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防団長及び消防団員
- ③ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県、新発田地域広域消防本部及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び県等が交付し、医療関係者が使用する赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編

# 重要施設における武力攻撃事態等への対処

## 第1章 基本方針

本町には、国際拠点港湾新潟港（東港区）並びに同地区における石油コンビナート等特別防災区域が所在することから、これら重要施設における武力攻撃事態等への対処に関する留意点について以下のとおり定める。

### 1 基本方針

武力攻撃事態等における国民保護措置については、本計画の第3編において定めるところであるが、町内に所在する重要施設のうち、武力攻撃の対象となった場合に住民生活に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、或いは武力攻撃事態等における対処に特殊な対応が必要であるものなど、特に留意する必要がある施設については、個別の施設特性に応じた対処措置を講じることとし、対処における留意点を本編で定める。

### 2 重要施設の考え方

町内に所在する重要施設が武力攻撃の対象とされた場合、対処に特別な留意が必要と思われる特性として、以下の観点が見込まれる。

- 特殊災害の防除など特別な対処措置が必要な施設
- 施設の機能停止により、住民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある施設
- 不特定多数の者が利用しており、人的被害が多くなるおそれがある施設
- 事業者のみならず、幅広い関係機関が連携協力して対処にあたる必要がある施設

これらの観点にかんがみ、本編では、港湾施設、石油コンビナート等特別防災区域の2分類について、武力攻撃事態等における対処上の留意点を定める。

## 第2章 港湾施設における武力攻撃事態等への対処

本町には、県国民保護計画において重要施設として位置づけられている国際拠点港湾新潟港（東港区）が存在する。

物流及びエネルギー供給拠点という施設の特徴から、港湾施設において武力攻撃災害が発生した場合には被害が多大となり、住民生活に多大な支障を及ぼすおそれがあるため、港湾施設における武力攻撃事態等への対処に関して留意点を以下のとおり定める。

### 1 対象施設の考え方

陸路が遮断された場合の緊急物資の運送に重要な役割を有し、破壊された場合には重大な影響が生じる施設であるものとして、国際拠点港湾である新潟港（東港区）における水域施設及び係留施設に関する対処について記述する。

### 2 安全確保の留意点

町は、県及び関係機関との連携強化に努め、事案発生時の連絡通報体制を確立する。

また、武力攻撃事態等に際しては、状況を勘案のうえ、港湾管理者である県及び港湾管理者以外の事業者等との連携のもとに速やかに施設の利用者及び施設周辺の住民の安全確保のための対処に努めるものとする。

なお、新潟港（東港区）における水域施設及び係留施設は資料編のとおりであり、県による安全の確保、並びに2004年からはSOLAS条約に基づく「立入禁止区域の設定」「接岸している船舶への接近禁止」等の保安対策が講じられている。

※資料編 1-4-5 「港湾施設等」《再掲》

### 3 武力攻撃事態等への備え

#### (1) 連絡体制の整備

町は、港湾管理者である県、県警察、消防機関、税関、海上保安部、関係市町村、国土交通省北陸地方整備局及び施設管理者等との緊密な連絡体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 避難訓練の実施等

町は、港湾管理者である県が適宜実施する避難訓練や、関係機関による対処措置の訓練等の実施について協力と連携に努めるものとする。

#### 4 武力攻撃の兆候の通報等

(1) 港湾管理者が行う通報

港湾管理者である県は、施設の従業員又は港湾施設利用者等から武力攻撃の発生、或いは武力攻撃の兆候発見の連絡を受けた場合、直ちに国、関係市町村長、関係消防署長、関係警察署長、海上保安部長等に通報することとされている。

(2) 知事が行う通知等

知事は、上記の連絡を受けた場合、国、上記の通報先以外の市町村長、県警本部長、第九管区海上保安本部長等に通知することとされている。

また港湾施設利用者等には、不要不急の船舶の航行等港湾施設の利用自粛を要請することとされている。

#### 5 施設利用者及び近隣住民等の避難措置

(1) 港湾管理者による避難措置

港湾管理者である県は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、或いは武力攻撃災害が発生した場合には、消防等と連携のうえ、速やかに自ら管理する港湾施設利用者の避難誘導を図ることとされている。

この場合、避難誘導の措置に携わる職員の安全確保に十分留意することとされている。

(2) 近隣住民等の避難措置

① 住民避難等の準備

町長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに知事と協議する。

② 避難の指示

町長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、住民等に避難経路や避難手段等を伝達する。

③ 退避の指示

町長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行う。

町長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示を行うとともに、その旨を町長に通知することとされている。

④ 警戒区域の設定

町長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずる。

町長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行うとともに、その旨を町長に通知することとされている。

## 第3章 石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃事態等への対処

本町には、新潟港東港区に、石油コンビナート等特別防災区域が所在する。

石油コンビナート等特別防災区域において武力攻撃災害が発生した場合には、広域かつ複雑な態様の二次災害発生等のおそれがあるため、石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃事態等への対処に関しては新潟県石油コンビナート等防災計画に準じることとし、留意点を以下のとおり定める。

### 1 対象施設の考え方

危険物等を取り扱う施設の特性から、武力攻撃災害が発生した場合には二次災害等が発生するおそれがあるものとして、石油コンビナート等特別防災区域内に所在する特定事業所（石油コンビナート等災害防止法で規定する第1種事業所及び第2種事業所）及びその他の事業所（特定事業所に準ずる事業所として新潟県石油コンビナート等防災計画で定める事業所）に関する対処について記述する。

### 2 安全確保の留意点

新潟港東港区における石油コンビナート等特別防災区域内に所在する事業所は、新潟県石油コンビナート等防災計画資料に掲載のとおりであり、平成26年4月1日現在の事業所数は、特定事業所が14事業所、その他の事業所が3事業所となっている。

県は、上記の事業所の設置者（以下「特定事業者等」という。）に対し、自主警戒体制及び共同警戒体制を整備し、施設管理の徹底により不審者や不審物の警戒を行うよう要請するとともに、関係機関との連携強化に努めるなど、事案発生時における連絡通報体制を確立することとしている。

また、町は、武力攻撃事態等に際しては、状況を勘案のうえ、県との連携のもと、危険物、高圧ガス及び劇毒物（以下「危険物等」という。）の流出及び拡散の防止のための応急措置を講じ、武力攻撃災害の局限化を図ることとする。

なお、石油コンビナート等特別防災区域に係る町が行う上記措置の実施に当たっては、本計画に定めのない事項については、原則として新潟県石油コンビナート等防災計画を準用する。

### 3 武力攻撃事態等への備え

#### (1) 連絡体制の整備

町は、県、県警察、消防機関、海上保安部、特定事業者等との緊密な連絡体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 避難訓練の実施等

町は、県が適宜実施する避難訓練や、関係機関による対処措置の訓練等の実施について協力と連携に努めるものとする。

#### 4 武力攻撃の兆候の通報等

(1) 特定事業者等が行う通報

県は、特定事業者等に対し、武力攻撃の兆候を発見した場合、また連絡を受けた場合、直ちに知事、関係市町村長、関係消防署長、関係警察署長、海上保安部長等に通報するよう要請することとされている。

(2) 知事が行う通知

知事は、上記の通報を受けた場合、国の関係機関、上記の通報先以外の市町村長、県警察本部長、第九管区海上保安部長等にその旨を通知することとされている。

併せて、知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに周辺の警備強化、立入制限区域の指定等を要請することとされている。

#### 5 構内従業員及び周辺住民等の避難措置

(1) 特定事業者による避難措置

県は、特定事業者等に対し、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、或いは武力攻撃災害が発生した場合には、消防等と連携のうえ、速やかに構内従業員等の避難誘導を図るよう要請することとされている。

この場合、避難誘導の措置に携わる職員の安全確保に十分留意することとされている。

(2) 周辺住民等の避難措置

① 住民避難等の準備

町長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、周辺住民の避難措置等について、速やかに知事と協議する。

② 避難の指示

町長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、住民等に避難経路や避難手段等を伝達する。

③ 退避の指示

町長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、周辺住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行う。

町長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示を行うとともに、その旨を町長に通知することとされている。

④ 警戒区域の設定

町長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の入りを制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずる。

町長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行うとともに、その旨を町長に通知することとされている。

# 第5編 武力攻撃事態等における 離島の住民の避難への対処

## 第1章 基本方針

武力攻撃事態等における離島の住民の避難に関して、本編では、本町が避難先を管轄する市町村として受入れ等について対応する場合の基本的な考え方について定めるものとする。

### 1 離島における武力攻撃事態等に対する基本的な考え方

県国民保護計画では、武力攻撃事態等において、離島の住民を島外へ避難させる場合、国、県、市町村、関係機関等と連携のうえ、全住民の島外への避難を視野に入れた対処を行うこととされている。

### 2 県及び要避難地域を管轄する市町村の役割分担

離島の住民を島外に避難させる場合においては、輸送手段に大きな制約があり、その確保が通常の住民の避難に比べ困難であることから、島内の空港及び港湾・漁港までの避難住民の誘導については要避難地域を管轄する市町村が中心となっており、島内の空港及び港湾等から島外の空港及び港湾等を経由した避難先地域までの避難住民の誘導については、県が市町村に対し最大限支援を行うこととされている。

### 3 要避難地域の市町村との連携

町は、武力攻撃事態等における離島の住民の島外への避難に備えて、要避難地域を管轄する市町村との避難住民の受入体制について連携を図ることとし、的確な国民保護措置の実施に対応するものとする。

---

## 第2章 離島の住民の避難への対処

---

### 1 県の対策本部との連携

県が、離島の住民の避難の指示をするに当たっては、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他の避難の方法が示されることから、本町が避難先を管轄する市町村として受入れの対応を行う場合には、それぞれが把握した情報等について共有を図り、避難住民の誘導等が的確かつ迅速に実施できるよう、県との連携に努めるものとする。

### 2 避難の実施について

#### (1) 県による支援

離島の住民の島外避難に際しては、県は、島外の港湾・空港施設から避難先地域までの交通手段について確保を図ることとされている。

#### (2) 避難先市町村の受入れの対応について

県は、受入先の港湾・空港施設から避難所までの輸送手段を確保することとされている。

離島の住民の島外避難の実施の際、本町が避難先を管轄する市町村として受入れの対応を行う場合には、すみやかに避難所を開設し、避難住民の受入れに努めるものとする。

## 第6編 復旧に関する計画等

### 第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

※資料編 2-10-1 「町が管理する公共施設等」《再掲》

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、県と連携しつつ必要な措置を講じ、被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 被災者のための相談、支援等

(1) 相談所の開設

町及び県は、避難所及び町役場などに被災者のための相談所を速やかに開設するものとする。

(2) 相談所の運営

町及び県は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施するものとする。

(3) 被災児童生徒等に対する支援

町及び町教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、カウンセリングの実施、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等必要な措置を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(4) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 2 住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

町は、必要に応じて県に対して製材品の供給要請を行う。さらに県との連携のもと、県内稼動製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

町は、武力攻撃による火災で滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、県との連携のもと、必要に応じて災害公営住宅等を整備する。

### 3 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 4 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

町は、水道事業者として、水道用水供給事業者である新潟東港地域用水供給企業団と連携して、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

※資料編 6-3-4 「指定給水装置工事事業者一覧」

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として、町は当該公共的施設を適切に管理する。

## 第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 実費弁償

町は、国民保護法に基づいて行った医療の実施要請又は、指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

#### (3) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第7編 緊急対処事態への対処

町は、武力攻撃事態に対するとともに、大規模テロ等の緊急対処事態においても、住民の生命、身体及び財産の保護を迅速かつ的確に実施するため、緊急対処保護措置について以下のとおり定める。

### 1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、町は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。



聖籠町国民保護計画

---

平成 19 年 4 月  
(平成 28 年 8 月 一部変更)  
(令和 2 年 3 月 一部変更)

編集・発行 聖籠町 生活環境課  
〒957 - 0192  
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4  
T E L (0254) 27 - 2111 (代表)  
F A X (0254) 27 - 2119  
E-mail : hamanas@inet-shibata.or.jp

---